

2006年11月20日(金)

COP12 及び COP/MOP2 サマリー

ケニア、ナイロビの国連オフィスで気候変動関連会議が11月6日から17日の日程で開催された。「国連気候変動会議—ナイロビ 2006年」には、京都議定書第2回締約国会合(COP/MOP 2)および国連気候変動枠組条約(UNFCCC) 第12回締約国会議(COP 12)が含まれる。これらのイベントには政府関係者2300名、国連の関連諸機関、政府間組織、NGOから2800名以上、メディアから516名など総勢5900名を超える参加者が集まった。

COP/MOP 2では、京都議定書の柔軟性メカニズム、特にクリーン開発メカニズム(CDM)および共同実施 (JI)に関する問題が取り上げられた。また、締約国による議定書の遵守、議定書の改正案、キャパシティビルディング、資金問題や運営上の問題など、多くの問題が討議された。この他、初めてとなる議定書の改正が採択され、ベラルーシが議定書の附属書Bに基づき排出削減義務を負うこととなった。

COP 12では、資金メカニズム、国別報告書、技術移転、キャパシティビルディング、途上国や後発発展途上国 (LDCs) における気候変動の悪影響や、対応策の悪影響、LDCsの特別なニーズ (4条8項および4条9項) に関するUNFCCCでの約束やさまざまな条項の実施について再検討を行った。

COP/MOP 2とCOP 12の両方に共通する主要な論点は、気候変動の長期行動と京都議定書が失効する2013年以降の行動枠組みの整備であった。こうした問題に対して“マルチトラック方式”で議論することがCOP 11とCOP/MOP 1で合意され、ナイロビでもこれが継承された。COPの下で開催されたばかりの“UNFCCCの実施強化による気候変動の長期的協力行動のためのダイアログ (対話)”の下で11月15-16日に第2回ワークショップが実施された。ワークショップでは“持続可能な態様での開発目標の推進”や“市場ベースの機会に係わる全ての可能性の実現”に焦点が当てられた。対話では発表されたばかりの気候変動の経済学に関するStern Reviewについても討議された。

COP/MOPでは、京都議定書9条においてCOP/MOP 2で行うよう定められた“議定書レビュー”の議題項目で長期目標の議論が行われた。議定書の下での自主的な約束の承認手続きに関するロシア提案についても議論された。また、京都議定書の下で発足したばかりの補助機関—京都議定書に基づく附属書I締約国の更なる約束に関するアドホックワーキンググループ (AWG) の第2回会合 (AWG 2) が11月6-14日に開催された。

科学的・技術的助言のための補助機関（SBSTA）と実施のための補助機関（SBI）の第25回会合が11月6-14日に開催され、COPとCOP/MOPの作業を支援した。さらに、交渉の前進を支援するため、数多くのコンタクトグループや非公式協議が開かれた。こうした会合の結果、10のCOP決定書及び11のCOP/MOP決定書が採択され、結論書も数多く補助機関によって承認された。

こうした交渉と並行して、COPとCOP/MOPの合同ハイレベルセグメント協議（HLS）が11月15-17日に開催され、100名以上の閣僚や政府高官が出席した。閣僚会合に加えて、気候変動の幅広いテーマに関して、およそ130の“サイドイベント”が開催された。サイドイベントに関するレポートは、下記のサイトを参照。

<http://www.iisd.ca/climate/cop12/enbots/>.

大きな突破口が切り開かれたとされるモントリオールの2005年の第1回京都議定書締約国会合（COP/MOP 1）と違って、ナイロビ会議は大きな節目となる会合としては記憶されないだろう。それでも今後4年以内の“重大な会合”を期待する声も一部で上がっており、各国交渉官がその道筋の下地をつくるなか、今次会合は多くの点において重要な「中間着地点」となった。

国連気候変動枠組条約（UNFCCC）と京都議定書のこれまでの経緯

気候変動は、持続可能な開発に対する最も深刻な脅威の一つと捉えられており、環境や人間の健康、食糧の安全保障、経済活動、天然資源や物理的なインフラに悪影響を及ぼすと予想されている。人為的な温室効果ガスの地球大気中濃度の上昇が気候に変化を及ぼしているということで科学者の意見は一致している。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)によると、気候変動の影響はすでに観測されており、科学的な知見から予防的かつ迅速な行動が必要であることが明らかである。

気候変動への国際的な政治的対応は1992年の国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の採択で始まった。UNFCCCは、気候系に対する「危険な人為的干渉」を回避するための温室効果ガスの大気濃度安定化を目的とする取り組みの枠組みを設定した。対象とするガスにはメタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、そして何よりも二酸化炭素（CO₂）を含む。UNFCCCは1994年3月21日に発効し、現在189の締約国（EU含む）が加盟している。UNFCCCの締約国は、通常年1回、COP会合を開催し、補助機関であるSBIとSBSTAは年2回会合を行う。

京都議定書：1997年12月、日本の京都で行われたCOP 3において、先進国と市場経済移行国の排出削減目標を盛り込んだUNFCCCの議定書が締結された。UNFCCCで附属書I国と呼ばれる締約国全体で、2008-2012年(第1約束期間)に、対象である6つの温室効果ガスの総排出量を1990年比で平均5.2%削減し、各国がそれぞれ具体的な

数値目標を持つことで合意した。また、議定書によって、これら締約国が費用効果的に目標を達成できるよう、3つの柔軟性メカニズムが創設された。すなわち、排出量取引システム、附属書I国間の排出削減プロジェクトの共同実施(JI)、非附属書I国(途上国)における排出削減プロジェクトの実施を認めるクリーン開発メカニズム(CDM)である。COP 3以降、締約国は、各国の排出削減の方法や排出削減量の測定法などを規定する多数の規定や運用細則に関する交渉を開始した。2006年11月現在で、京都議定書の批准国は166ヶ国(EU含む)となり、この中には1990年の附属書I国の温室効果ガス排出量の61.6%を占める附属書I国が含まれる。京都議定書は、2005年2月16日に発効した。

ブエノスアイレス行動計画：1998年のCOP 4で合意されたブエノスアイレス行動計画(BAPA)と呼ばれる文書で議定書の諸規定や運用細則を最終決定するプロセスが規定された。BAPAはCOP 6をこれらの規則の詳細を最終的に決定し、UNFCCCの実施を強化するための交渉期限と定めた。2000年11月、締約国はオランダのハーグでCOP6を開催し、交渉終結を図ったものの成功せず、2001年7月にドイツのボンでCOP 6が再開されるまで交渉は中断された。さらなる協議の末、締約国はボン合意を採択した。同決定は、京都議定書の実施に関するハイレベルな政治的方向性を示すものであった。それでも一部の問題に関しては最終的な文書案の合意に至らず、全ての決定書草案をCOP 7での最終決議に託すことで合意した。

マラケシュ合意：2001年10月から11月、モロッコのマラケシュで行われたCOP 7では、懸案となっていた問題についてマラケシュ合意(Marrakesh Accords)が結ばれた。マラケシュ合意は、柔軟性メカニズムの詳細について、その報告方法や方法論、土地利用・土地利用変化・林業(LULUCF)、京都議定書の遵守などの一連の決定書草案で構成されており、第1回COP/MOP会合で締約国の採択されることになった。また、マラケシュ合意では、キャパシティビルディング、技術移転、気候変動の悪影響に対する対応策、後発発展途上国向けのLDC基金、特別気候変動基金(SCCF)、適応基金という3つの基金の設置を含めた途上国への支援体制も規定されている。

このマラケシュ合意を土台にCOP 8とCOP 9では、CDM 理事会の諸規則や手続き、CDMの下での新規植林・再植林(A/R)プロジェクト活動のモダリティーと手続きに関する詳細が練られた。また、締約国は、適応策と緩和策に焦点をあてた新たな議題項目2点についても合意した。2004年12月、ブエノスアイレスで行われたCOP 10で、これらの点に関してさらに議論を行い、適応策と対応措置に関するブエノスアイレス作業計画について合意した。しかし、LDC基金、SCCF、議定書2条3項(政策措置の悪影響)などの一部の問題は未決案件として残された。一方で、2013年以降の気候変動対策で締約国がどのような約束をするかという複雑かつ微妙な問題に関しては、長時間の非公式折衝が行われた。2005年5月に政府専門家セミナー(Seminar of Governmental Experts)を開催することで合意したが、同セミナーの委託条項には“2013年以降”とか“新たな約束”といった具体的な言及が一切含まれなかった。2005年5月に同セミナーは開催され、気候変動プロセスが直面する広範な問題の一部の議論が開始されることとなった。

COP 11・COP/MOP 1 : COP 11及びCOP/MOP 1は、2005年11月28日から12月10日に、カナダのモントリオールで開催された。COP/MOP 1では、マラケシュ合意の正式採択など、京都議定書で保留事項となっていた運用細則に関する決定書について議論され、正式に採択された。また、2013年以降の約束を議論するプロセスに関する決定書も採択され、京都議定書の下での附属書I国による更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ(AWG)が設置されることになった

COP 11では、キャパシティビルディング、技術開発と技術移転、資金や予算関連の問題などが取り上げられた。長時間に及ぶ交渉の末、COPはUNFCCCの下での将来行動を検討するためのプロセスに関しても合意し、COP 13までに本件に関する「対話 (ダイアログ) 」のためにワークショップを開催することとなった。

SB 24・AWG 1 : 2006年5月、第24回補助機関会合とAWGの第1回会合がボンで開催された。COP11で合意されたとおり、同会合の前に長期的な行動に関するUNFCCC対話 (ダイアログ) 第1回会合も開催された。

AWG会合では2013年以降の附属書I国の将来約束を検討するプロセスについて初期段階の意見交換が行われ、長時間の協議の末、AWGの今後の作業計画を設定する文書で合意に達した。

SBI とSBSTAは、両機関で30の結論書及び1つの決定書草案を採択した。しかし、そのほとんどには実質的な合意が含まれず、SB 25で今後の審議を継続すると決定したに過ぎなかった。

COP 12 ・ COP/MOP 2報告

国連気候変動枠組条約第12回締約国会議 (COP 12) と京都議定書第2回締約国会合 (COP/MOP 2) が2006年11月6日に開幕した。同時に、実施に関する補助機関の第25回会合 (SBI 25)と科学的・技術的助言に関する補助機関の第25回会合 (SBSTA 25)、京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関するアドホックワーキンググループ第2回会合が開催された。また、閣僚級会合や多くのコンタクトグループ、非公式協議も開催された。こうした会合の結果、10のCOP決定書と11のCOP/MOP決定書が採択され、数多くの補助機関の結論書が承認された。ここではCOP、COP/MOP、補助機関の議題ごとに議論や決定、結論の内容をまとめる。

COP 12 レポート

COP 12が11月6日(月)に開会した。ケニア副大統領のArthur Moody Aworiが歓迎の辞を述べた。副大統領は、サハラ以南の地域が気候変動で最も深刻な影響を受ける地域のひとつとなると指摘し、2013年以降の気候変動の対応策を提供する環境上適切で衡平な世界戦略づくりを求めた。

ナイロビの国連オフィスの事務総長で国連HABITAT (人間居住計画) 事務局長のAnna Tibaijukaは、環境においても人間の居住環境においても、最大の課題は途上国にあることを指摘した。

COPは、ケニアのKivutha Kibwana環境・天然資源相をCOP 12の議長に選出した。Kibwana議長は、スターン・レビューによって気候変動の経済的な影響が明らかになったと述べ、本会合の主な目標として「適応に関する5ヵ年作業計画に関する具体的な活動についての合意」、「CDMプロジェクトの地域分布の公平性促進」、「技術移転に関する“新しい考え方”のための技術移転に関する専門家グループ (EGTT) への委託権限の再検討の活用」などを挙げた。

UNFCCC の Yvo de Boer 事務局長は、適応策の評価から行動への移行、CDM の強化とアクセス改善、共同実施 (JD)、技術移転、将来に関する交渉の機運を持続していくことが重要であると強調した。

その後、数カ国が開会声明を行った。南アフリカは、Group 77 と中国 (G-77/中国)の立場から、適応に関する5ヵ年作業計画と適応基金についての合意を求め、技術移転 (EGTT)に関する専門家グループへの委託権限拡大を支持し、地球環境ファシリティ(GEF)に係る資金割当枠組(RAF)について検討するプロセスの開始を求めた。

ニウエは、適応のための技術援助、資金援助の必要性を強調した。フィンランドは、欧州共同体 (EU)を代表し、スターン・レビューに焦点をあて、適応が緩和を補完するような長期的な行動の必要性を強調した。ナイジェリアは、アフリカ・グループを代表して、サハラ以南のアフリカ地域がCDMプロジェクトの1.7%しか占めていないと指摘し、適応作業計画や特別気候変動基金 (SCCF)、LDC基金、適応基金などを重点項目として強調した。バングラデシュは、LDCsを代表し、気候変動の犠牲者への補償、迅速な資金供与、完了した国別適応行動計画(NAPA)の実施などを要請した。

オーストラリアは、アンブレラグループの立場から、適応と技術移転、AWG と自主的な約束に関するロシア提案を強調した。サウジアラビアは、各国の気候変動対策から生じる途上国への影響について議論を進展させるよう求めた。

組織上の問題

手続き規定の採択:投票に関する規則案42項を除く手順規則案を引き続き適用することで締約国は合意した (FCCC/CP/1996/2)。

議題採択: COP 4 以来、毎年 COP で保留事項とされてきた UNFCCC4 条 2 項(a)及び(b) (排出量と吸収源除去量に関する政策措置) の妥当性に関する第二次レビューに関する項目を除く暫定議題 (FCCC/CP/2005/1)について検討された。

小島嶼後発途上国(SIDS)に関する議題項目について審議が行われたが、米国は他の議題項目との重複を指摘、これに対してツバルが本項目を除外することは国際社会がSIDSの経済厚生について憂慮していないとのシグナルを送ってしまうと強調した。この項目はSBIの暫定議題 (FCCC/SBI/2006/12 & Add.1) とSBSTAの暫定議題 (FCCC/SBSTA/2006/6)の中にも登場し非公式協議で話し合われた。一方、一部のSIDSはモーリシャ

ス戦略など、具体的なCOP議題を求めたが、米国などの締約国が他の議題項目の下でカバーされており、複数の議題として取り上げるべきではなく、それともむしろ一括して除外するべきだと主張した。結局、妥協案として、本項目をSBI議題の“その他の問題 (Other Matters)”の項目の下で扱うということで合意された。

COP 12 の作業構成については、Kibwana 議長は、SBI 24 では午後 6 時以降の会合は特別な状況においてのみ開催すべきであると指摘し、そうした例外的な状況については議長団 (ビューロー) が決定すると述べた。

議長団 (ビューロー) の選任: 11 月 17 日 (金)、COP は議長以外のオフィサーを選出した。COP 副議長に選出されたのは William Agyemang-Bonsu (ガーナ)、Ibrahim Ahmed Al-Ajmi (オマーン)、Outi Berghäll (フィンランド)、Erik Bjørnebye (ノルウェー)、Feturi Elisaia (サモア)、Alexander Pankin (ロシア)、Heorhiy Veremiychyk (ウクライナ) が選ばれた。COP 連絡者 (Rapporteur) には Karen Nicole Smith (バルバドス)、SBI 議長には Bagher Asadi (イラン) が選出され、SBSTA 議長には Kishan Kumarsingh (トリニダード・トバゴ) が再任された。

COP 13 ・ COP/MOP 3 の開催国: 2007 年 12 月 3-14 日の COP 及び COP/MOP は、インドネシアから同国のバリで開催するとの申し出があり、それに謝意を記した決定書が採択された。UNFCCC 事務局長に本件の協議を継続するよう求め、今後の会議の日程について合意した (FCCC/CP/2006/L.5)。

また、オブザーバー組織のリスト (FCCC/CP/2006/2) 及び締約国から提出された信任状に関する報告書 (FCCC/CP/2006/4) について、参加者の同意が得られた。

UNFCCC の下での長期的協力行動に関する報告

UNFCCC の実施強化による気候変動への取り組みのための長期的協力行動に関するダイアログに関する第 2 回ワークショップは、11 月 15 日 (水)、16 日 (木) に開催された。同ワークショップは、Sande De Wet (南アフリカ) と Howard Bamsey (オーストラリア) が共同ファシリテータを務めた。COP 11 で合意されたダイアログには、4 つのテーマがある。すなわち、1) 持続可能な態様での開発目標の推進、2) 市場ベースの機会の全ポテンシャルの実現、3) 適応に係る行動の対応、4) 技術の全ポテンシャルの実現、である。11 月 15 日、気候変動の経済学に関するスターン・レビューの発表と、クリーンエネルギーと開発に関する世界銀行の投資枠組みについての発表があった。また、中国の第 11 次 5 年計画や、SIDS におけるハリケーンの影響、森林減少による排出量の削減を目的とした途上国へのインセンティブ付与というブラジル提案、気候変動と開発戦略との一本化、ミレニアム開発目標 (MDGs) と気候リスクの関連について発表が行われた。

11 月 16 日 (木) のワークショップでは、持続可能な態様での開発目標の推進に係るテーマについて、ひきつづき活発な議論が行われた。市場ベースの機会の全ポテンシャルの実現というテーマも取り上げられ、他のプロセスやイニシアティブからの発表があり、多くの締約国から発言があった。(ワークショップ全体についてのレポートについては下記のウェブサイトを参照のこと。

(<http://www.iisd.ca/vol12/enb12316e.html> 及び <http://www.iisd.ca/vol12/enb12317e.html>)

11月17日のCOP閉会プレナリーでは、Bamsey共同ファシリテータがワークショップについて口頭での報告を行った。COPは、第3回ワークショップでは、適応に係る行動の対応と技術の全ポテンシャルの実現というテーマに重点を置くことと決定した。また、第4回ワークショップについては次期会期までに行うこととし、おそらく2007年9月の開催が有望であるとした。さらに、COPは気候変動関連の現行および計画済みの資金の流れについて分析するよう事務局に要請した。

UNFCCCの約束とその他の規定の実施に係るレビュー

資金メカニズム: UNFCCCの資金メカニズムに関する問題(FCCC/SBI/2006/11 Annex I、[FCCC/CP/2006/3 and Corr.1](#)、及び FCCC/SBI/2006/INF.1)が11月7日のSBIプレナリーで取り上げられ、その後、11月8日から14日にかけてコンタクトグループと非公式協議で議論された。特別気候変動基金(SCCF)に関する非公式協議ではBubu Pateh Jallow (ガンビア)が協議の調整役となり、資金メカニズムに関する第3次レビュー、GEF報告書及びGEFに対する追加ガイダンスについてはTina Guthrie (カナダ) とOsita Anaedu (ナイジェリア)が共同議長を務めるコンタクトグループで取り上げられた。11月14日のプレナリーでは、[SBI](#)は、GEF報告書に関する結論書とGEFに対する追加ガイダンスについてコンセンサスが得られなかったことを付記する結論書を採択し、決定書草案はCOPでの検討用に送付した。COPは、GEFに対するガイダンスを含めた資金メカニズムに関する決定書を11月17日に採択した。

特別気候変動基金 (SCCF) : 議論の焦点は、SCCFの残り2つの“対象枠 (window)”であるセクター別の活動と経済多様化に関するGEFに対するガイダンスづくりであった。先進国の数カ国が同基金を完全始動させる必要があると強調した。非公式協議により、資金供与における優先分野と、SCCFの優先分野での実施状況に関するCOPの見直しに対する段階的アプローチについて合意された。EUとG-77/中国との間で次の点で主に意見の食い違いが見られた。経済多様化に関するGEFへの更なるCOPのガイダンスに言及すること、具体的な実施プロジェクトに対する支援、決定書5/CP.7 (対応措置)に対する言及などについてである。最終的に解決すべき問題として、具体的な実施プロジェクトに対する支援に関するCOPの更なる支援があった。

COP 決定: 最終的な決定書(FCCC/SBI/2006/L.33)において、COPは、最初の5カ年のSCCFの活動のためのGEFの運用基準と諸規定に関してほとんどの非附属書I国が懸念していると言及し、SCCFの運用を開始するためのGEFの作業について認識している、とした。同決定書では、2つの残りの“対象枠 (window)”の下での活動の優先分野を列記している。また、具体的な実施プロジェクトを同基金がどのように支援するものかさらに検討することを目指して、COP15で経済多様化に関する活動の実施状況のアセスメントに関する規定が盛り込まれている。さらに、GEFに対しては、あくまでもCOP決定書に従い、COP13でその実施状況について報告するよう求めた。

資金メカニズムの第3次レビュー: 先進国は全般的にGEFの実績に満足している旨を表明したが、多くの途上国が資金割当枠組(RAF)、GEFの第3次総合実績調査(OPS3)、融資条件および補充プロセス等に関

する結論書について多くの懸念があると述べた。GEFの実績に関する審議の後、資金メカニズム第4次レビューを前に懸念される問題点について報告するようGEFに要請することで合意に至ったが、報告書の具体的な要素についての議論は延々と続いた。

もうひとつ大きな意見の相違が見られたのは、適応もしくは緩和のいずれかを優先順位の高い項目として設定し、資金拠出比率を引き上げるかどうかという問題だった。米国とEUは、UNFCCC2条(目的)とCOPガイダンスを踏まえて緩和策を支持する一方で、G-77/中国は途上国にとっては適応こそ主要な関心事項であり、資金メカニズムのニーズが十分に途上国のニーズに対応したものとすべきだと主張した。数々の非公式協議や二国間協議を受けて、前文ならびに資金メカニズムの第4次見直しに関するセクションの中で緩和と適応の両方について言及するという妥協案が出され、合意に至った。

COP決定: COP決定書 (FCCC/SBI/2006/L.32/Add.1)で、COPは資金メカニズムの運用面の改善をもとめる勧告を定めた。

また、同決定書において、COPは、GEFに一貫性があるか見直し、必要に応じてOPS3の勧告を踏まえてGEFの気候変動重点分野の運用計画を改定するよう要請している。また、GEFに対して特に以下を実施するよう要請する。

- 適応活動にしかるべき優先順位をつける。
- 気候変動の重点分野内で土地利用・土地利用変化プロジェクトを実施するための方策を模索する。
- GEF融資を利用する上でのSIDSとLDCsの課題を認識し、対応する。
- OPS3勧告や、民間部門の関与、啓蒙活動、途上国のプロジェクト提案書作成支援策などへの対応をCOP13で報告する。

さらに、COPはSB27で、COPガイダンスを踏まえてGEF第4次レビューを実施して途上国の適応ニーズへの対応と緩和のためのGEF融資の評価と見直しを行うようSBIに要請する。COPは、UNFCCCの約束を実現するために途上国を支援するための資金源と、次回のGEF定期資金補充の下でのそうした活動に必要な融資の評価の概要をまとめるよう事務局に要請する。

GEF報告書: 報告書 (FCCC/CP/2006/3)の中で、GEFは、第4次資金補充では気候変動に史上最高額が割り当てられたと強調している。G-77/中国は、GEFも実施のために予測可能で利用可能な資金に関する報告を行うよう求め、RAFの前もって指示された割当がほとんどの途上国に不利益となると述べた。EUは、RAFの中間レビューについて強調した。結論書 (FCCC/SBI/2006/L.30)でSBIはGEF報告書について言及している。

GEFに対する追加ガイダンス: GEFの手続き簡略化、プロジェクトに係る国家の所有権拡大、適応と技術移転の支援強化、適応プロジェクトの共同融資、RAFの含意などに主要な議論が集中した。途上国は繰り返し

GEFの実績とCOPガイダンスへの遵守について疑問を投げかけた。コンタクトグループで何ら合意に達せず、これがSBI 結論書 (FCCC/SBI/2006/L.31)に反映された。11月14日のSBI閉会プレナリーでは、SBIのThomas Becker議長 (デンマーク)がCOPにより議長として協議を継続するよう任を受けたと述べ、結局、COP決定書が11月17日に採択された。

COP決定: 決定書 (FCCC/CP/2006/L.4)で、COPは、GEFの共同融資要件、特に適応プロジェクトのための要件の持つ含意について途上国が懸念していることに留意し、GEFに対して特に以下の点の実施を要請する。

- 手続きのさらなる簡略化
- 共同融資に関する途上国の懸念に対処する方策の模索
- RAFの下で各々の途上国が利用できる資金源に関する報告
- 技術移転の実施支援

COPは更に以下についてGEFに招請する。

- CDM活動の合意された総費用をタイムリーに提供するための非附属書I国に対する融資手続きの簡略化
- SB 26において非附属書I国の国別報告書の優先融資に関して報告
- 技術ニーズ評価に関する障害や制約条件に対処するための取り組みを勘案すること
- プロジェクト案に係る教育、訓練、啓発の要素について簡略なガイドラインを策定すること

附属書I国の国別報告書: 本件は11月6日、SBIプレナリーで取り上げられた。議論は附属書I国の国別GHGインベントリ・データに関する事務局の報告(FCCC/SBI/2006/26)に集中した。G-77/中国は、附属書I国のGHG排出量の上昇と報告提出の遅れに懸念を表明し、京都議定書の約束を十分に実行するよう求めた。EUは、京都議定書の目標達成に自信をもっていることを示した。オーストラリアは、特にLULUCFデータの除外といった国別GHGインベントリ・データに係る報告書の発表様式について異議を唱えた。SBIは報告書についてプレナリーで言及した。

非附属書I国の国別報告書に関する専門家協議グループ: SBIは、非附属書I国の国別報告書に関する専門家協議グループ (CGE)に関する検討事項を11月6日(月)のプレナリーで取り上げた。CGEは脆弱性と適応、および資金と技術の支援へのアクセスに関する地域別トレーニングワークショップについて報告した(FCCC/SBI/2006/25)。Arthur Rolle (バハマ) と Henriette Bersee (オランダ) が3回の非公式協議を行い、CGEの作業に関する結論書草案及び資金・技術の支援供与に関する結論書草案を検討した。

途上国は上記 2 つの結論書草案を 1 つのパッケージとして扱った。各国はCGEの作業については、脆弱性に対するボトムアップ型のアプローチに関する修正を合意するとともに、国別報告書と横断的な問題におけるグッドプラクティスを共有するためのワークショップを開催するという事で合意した。資金と技術の支援供与に関しては、途上国のSBIへの勧告案で合意が得られ、それはSBI 26 での検討のために、GEFに非附属書 I 国の国別報告書に係る資金拠出の迅速化に向けた運用手続きについて新たな情報を提供しよう要請するというものである。運用手続きについては国連諸機関に委任したことを説明したうえで、GEF は承認から償還までにかかる時間が平均で 4-6 週間に短縮されたと付言した。SBIは 2 つの結論書草案に合意した。

SBI 結論書 最初の結論書 (FCCC/SBI/2006/L.25)で、 SBI は、

- 2006年11月25-26日に南アフリカのプレトリアで開催された第7回CGE会合の成果に関するCGE議長の口頭報告について留意。
- 中南米・カリブ海諸国向けの脆弱性と適応の評価に関する実践型トレーニングワークショップの成果を留意。
- 脆弱性と適応評価に対するボトムアップ型アプローチのためのツールと方法論の可用性と活用について締約国に引き続き技術的なアドバイスを提供しようCGEに要請。
- アフリカ地域向け国別GHGインベントリに関する実践型トレーニングワークショップの成果に留意している。
- 国別報告書支援プログラムとの連携の上、2007年CGE作業計画を承認する。
- 国別報告書作成と横断的な問題におけるグッドプラクティスや経験の交換に関するワークショップ支援を目的として、カナダの資金調達に関する誓約とあわせて、さらなる資金調達のニーズについて留意。

2 つ目の結論書 (FCCC/SBI/2006/L.24)で、 SBI は、

- 非附属書 I 国の初回及び次回の国別報告書作成のための資金援助に関する GEF の情報を歓迎する。
- SBI 27 での検討のため、資金拠出・支出に係る承認の日程についての情報を含め、こうした活動に関する情報を引き続き GEF が提供していくよう求める。
- 第 2 回国別報告書及びその後の国別報告書作成のための資金・技術支援の利用改善策に関する文書 (FCCC/SBI/2006/24) について CGE に感謝の意を表す。
- COP 12 は SBI 26 で検討するため国別報告書に係る資金供与の迅速化のための運用手続きに関する新たな情報を提供しよう GEF に勧告する。

技術移転: 本項目は 11 月 6 日の SBSTA プレナリーで紹介され、その後、島田久仁彦（日本）と Carlos Fuller（ベリーズ）が共同議長を務める非公式協議とコンタクトグループで検討された。EGTT 2006 年報告書（FCCC/SBSTA/2006/INF.8）と技術移転のための革新的な資金調達に関するテクニカルペーパー（FCCC/TP/2006/1）の検討が求められた。

本会合で期限終了となる EGTT の委任事項の見直しと EGTT の継続性もしくは新たな委任事項に関する決定という問題が主要な協議事項だった。ガーナが G-77/中国の立場から、特に、UNFCCC の下での新たな組織の設立、技術開発移転に関する理事会（Technology Development and Transfer Board：略称 TDTB）、知的所有権の購入を目的とする多国間技術取得基金（Multilateral Technology Acquisition Fund：略称 MTAF）の設立、技術移転の枠組みの実施を監視するための指標づくり等を提案する複雑な文面を提起するなど、早々から著しい意見の相違が見られた。これに対して、先進国は EGTT の継続と強化を主張。TDTB、MTAF、監視メカニズムなどの提案や EGTT の継続について全く合意に至らなかった。交渉の最終夜に、SBSTA の Kumarsingh 議長が COP 12 で何の合意も得られない場合、技術移転枠組み実施におけるギャップは少なくとも 18 ヶ月となり、COP 13 で新たな決定が出るまでに 12 ヶ月、SBSTA 28 での実施には 6 ヶ月かかるという出席者に伝えた。こうした展望を直視する中で、EGTT 作業計画と委員の任期の 1 年延長と SBSTA 26 での審議継続について締約国が合意した。SBSTA は 11 月 14 日、結論書を採択、COP は 11 月 17 日に決定書を採択した。合意が何も得られなかったことにすべての関係国が失望感をあらわした。

SBSTA 結論書 結論書（[FCCC/SBSTA/2006/L.27](#)）で、SBSTA は、特に EGTT の年次報告書（FCCC/SBSTA/2006/INF.8）を歓迎し、同報告書で特定された活動を勧奨して、事務局に以下の内容を実施するよう要請している。すなわち、技術ニーズ評価を実施しつつ、グッドプラクティスに関するペーパーの作成とワークショップ開催、技術情報センター向けの小セミナーの開催、EGTT の成果に係るサマリー文書の作成、共同研究・開発に関するスコーピング・ペーパーの作成、である。

COP 決定: 決定書（[FCCC/SBSTA/2006/L.27/Add.1](#)）で、COP は、EGTT の委員の任期を含め、EGTT を 1 年延長することとし、括弧つきの文章を SBSTA 26 で検討するよう付託すると決定した。括弧つきの文章は次の点について言及している。枠組みで列挙された 5 つのテーマ、EGTT の再構成、TDTB、MTAF の設立、技術移転枠組みの実施状況を監視する指標の開発、である。また、EGTT/TDTB の委託事項も記述されている。

UNFCCC の下でのキャパシティビルディング: 本件は 11 月 7 日の [SBI](#) プレナリーで紹介され、キャパシティビルディングの実施、GEF キャパシティビルディング実績指標の開発（[FCCC/SBI/2006/5](#);
[FCCC/SBI/2006/16](#); FCCC/SBI/2006/22）および定期的監視に関する締約国の見解（FCCC/SBI/2006/MISC.4, Corr.1 and Add.1）について事務局から報告があった。

Crispin d'Auvergne（セントルシア）と Helmut Hojesky（オーストリア）が同議題の共同議長を務め、コンタクトグループと非公式協議で討議されたが、なかなか進展しなかった。EU と G-77/中国からそれぞれテキスト

案が提起された。3回目の会合で G-77/中国は、提案文書に欠落しているキャパシティビルディングの監視の中で報告すべき分野の定義や、年次報告と追加報告の整合性、キャパシティビルディング事業支援の不十分さに対する懸念、などの要素を指摘した。それぞれの立場の違いが際立ち、実際のテキストに関する交渉はほとんど行われず意見交換にとどまった。討議の大半は同テキストを前文とするか決定書の中に盛り込むかということが中心となった。

2大交渉グループの間でコンセンサスを形成しようと二国間交渉が行われた。GEF と連携した専門家ワークショップ開催案はSB24 で幅広い支持を集めており、同案に対する反応はまちまちだったが、ワークショップの目的を調整することでこの問題は解決した。本項目についてSBIの諸問題の中で最後まで決着がつかず、11月14日のSBI 閉会プレナリーでの審議が長引いたが最終的にはSBI 結論書とCOP決定書草案が採択された。COPは、11月17日、この決定書を採択した。

SBI 結論書 結論書 ([FCCC/SBI/2006/L.35](#))で、SBIは、GEFのキャパシティビルディング実績指標開発の進展、様々な締約国や組織の取組み、キャパシティビルディング枠組みの監視におけるこうした活動の成果を含めるための支援などについて留意する、とした。

COP決定 決定書 ([FCCC/SBI/2006/L.35/Add.1](#))で、COPは、キャパシティビルディング枠組みについて毎年監視を実施するための講じるべき措置を規定し、キャパシティビルディング監視に関する専門家ワークショップの開催を要請し、GEFがこうした措置を勘案して活動のための資金援助を提供するよう要請している。

4条8項及び4条9項 (悪影響): 適応に関するプエノスアイレス作業計画と対応措置の実施(決定書

1/CP.10): 11月7日のSBIで本件について初めて取り上げられ、これに関するセッション間の会合について簡単な報告があった ([FCCC/SBI/2006/13](#)、[FCCC/SBI/2006/18](#)、[FCCC/SBI/2006/19](#))。その後、気候変動の対応策の影響に係る具体的なテーマについて、Angela Churie-Kallhauge (スウェーデン) とSamuel Adejuwon (ナイジェリア)が共同議長となったコンタクトグループで取り上げられた。協議の中で、本件に関する今後の結論書草案を巡って、特にSBI で提起された問題を列挙しているパラグラフを中心に、意見の隔たりが生じた。サウジアラビア、ジンバブエなどの途上国は、これを結論書に盛り込み、詳述する案を支持したが、一部の先進国は短い文面の方が良いと主張した。テーマに関するリストの議論では合意に至らず、Churie-Kallhauge共同議長がSBI 25での議論について記載した結論書草案の改定版を提起し、COP 13での決定書採択を目指してSBI 26でも審議を継続することを提案した。G-77/中国は、引き続きSBI 25で議論した諸問題について直接的な言及を盛り込もうとした。サウジアラビアは本件について事務局に意見を提出することを要請する文言を追加するよう提案したが、オーストラリアは意見の提出に関するテキストを支持しなかった。

G-77/中国が実質的な成果が少ないことに失望感を表明する一方で、同グループが“結論に達することが出来なかった”ことを指摘する代替テキスト案を出しがEUはこれに反対した。合意に至らなかったため、Churie-Kallhauge共同議長と事務局は、何らの文書も作成されないだろうと説明した。閉会のSBI プレナリ

一ではSBIのBecker議長が、合意の欠如によりSBI 25 の正式な成果文書は作成されないため、本件はSBI 26 の暫定議題に含められると説明した。

後発発展途上国 (LDCs): LDCs関連の問題は、11月7日のSBIでLDC 専門家グループのBubu Pateh Jallow 議長の報告書や国別適応行動計画 (NAPAs) の進捗([FCCC/SBI/2006/23](#))について幾つかの締約国から発言があり、簡単に討議された。Becker 議長が結論書草案を作成し、11月14日のSBIで採択された。

SBI 結論書: SBI は、NAPAs の進展と LDC 専門家グループの作業について留意しており (FCCC/SBI/2006/L.23)、専門家グループには NAPA の作成・実施面において締約国で進展がみられたか状況を確認する会合を開催し、これを SBI 27 で報告するよう求めた。

カザフスタンの基準年に関する情報

11月6日のCOP/MOP プレナリーで、カザフスタンは1992年を数値目標の約束を決定する際の基準年として採用するよう求め、国内GHG排出量のインベントリについて報告した。さらに近く予定されている京都議定書の批准について述べた。ロシア、ウクライナ、トルクメニスタン、ベラルーシは、自主的に約束を引き受け、京都議定書に批准しようというカザフスタンの意向を歓迎した。EUは、カザフスタンにまず京都議定書に批准することを奨励し、同国の要望についての検討はCOP/MOP 3に先送りすることを提案した。Normand Tremblay (カナダ)が調整役を務めた非公式協議を受けて、議長が提案した結論書が11月17日にCOPにより採択された。

COP 結論書: 結論書 (FCCC/CP/2006/L.2)で、1992年をUNFCCCの目的のための基準年として利用するカザフスタンの要望を受諾し、カザフスタンに、関連するUNFCCCガイドラインに基づき国別報告書と毎年のGHGインベントリを提出するよう求めている。

運営、資金、制度に関する問題

11月6日のSBIプレナリーで本議題項目の下で、2004-2005年の財務収支状況 ([FCCC/SBI/2006/14](#) and Add.1 and 2)や2006-2007年の予算収支 ([FCCC/SBI/2006/15](#) and [FCCC/SBI/2006/INF.6](#))、事務局のレビューなどの様々な問題点を取り上げられ、その後Harald Dovland (ノルウェー)が調整役となって11月7-11日に非公式協議が行われた。SBI 結論書とCOP決定書草案は11月14日に採択された。11月17日に決定書がCOPで採択された。

事務局は、国連監査役会のこれまでの報告書に係る勧告を実行するための取組みについて留意し、国連分担金の滞納問題の解決のため締約国の協力を求めた。また、2007年にはCDMが自己資金で運営可能となりうると指摘した。途上国は附属書I国と非附属書I国間でUNFCCCのスタッフ数が不均衡になっていると強調し、予算配分に意見を反映させるよう主張した。EUは、事務局のレビューを中断するよう提案した。非公式協議では、締約国は主に事務局のレビューを継続すべきかどうか議論し、SBI 27に先送りにすることで

合意した。また、UNFCCCの上級スタッフや幹部の任命において更に地域的なバランスを確保するためのUNFCCC事務局長の継続的な取組みについて付記することで合意した。

COP決定決定書 ([FCCC/SBI/2006/L.21/Add.1](#))で、COPは、特にコア予算に対して未払いとなっている分担金の支払いを締約国に求め、事務局には今後の報告書の中でより詳細に収支状況を総括するよう要請し、SBI 27で事務局の見直し継続問題を取り上げることで合意し、京都議定書の発効を反映するため京都議定書がドイツ政府と国連、UNFCCC間での合意を修正することを承認し、本決定書をCOP/MOP 2でも受諾するよう求めている。

補助機関に関する報告

11月17日、第25回SBSTA会合の報告書 ([FCCC/SBSTA/2006/L.18](#)) と同SBI 会合の報告書 ([FCCC/SBI/2006/L.19](#))がCOPで採択された。同報告書にはその後COP及び/もしくはCOP/MOPの議題として取り上げられる数多くの項目が含まれていたが、直接COPには含まれない議題の結論書も幾つかあった。ここでは、COP議題には直接盛り込まれなかったSBSTAとSBIのUNFCCC関連議題について詳細を述べる。

科学的・技術的助言に関する補助機関 (SBSTA) : UNFCCCとの関連でSBSTA 25で取り上げられた問題には、適応に関する5ヵ年作業計画、途上国の森林減少による排出量の削減、研究と系統的観測、方法論の問題、他の機関との連携、その他関連問題に関する進捗報告書などがあつた。

適応5ヵ年作業計画: 本件は11月6日のCOPプレナリーで最初に提起された。Helen Plume (ニュージーランド) とLeon Charles (グレナダ)が共同議長を務め、何度もコンタクトグループや非公式協議が開かれた。多くの締約国がCOP 12の成功のカギを握ると認識しており、適応作業計画の最初の2ヵ年で実施すべき初期活動に関する合意が必要であつた。

SBSTAのKumarsingh議長が準備した文書を土台に審議が進められた。この文書はSBSTA 24から付託されたもので、そこから技術的な修正はあるが、何らの実質的な変更はないものである。同文書には9つのサブテーマに分けられる初期活動リストが盛り込まれた。

より議論の的となりそうなセクション以外に、整理すべき多くの技術的、草案上の詳細部分があることを考慮し、各国は草案作成のための小グループを設置することで合意、運用面に関するパラグラフでの取り組みや成果物に関して検討し、タイミングについて明確にすることとし、また、異論の多い文言については非公式協議で取り上げるということとなった。後者は主にサブテーマの冒頭部分 (chapeau) パラグラフが中心となったが、これを2分割するという進捗が見られた。すなわち、作業計画で行われるものを説明する部分と成果物の今後の適用に関する部分である。全体として、締約国が従来主張してきた立場を反映するものとなり、G-77/中国は、実際の行動と学習 (learning-by-doing) が必要だと主張、米国は科学技術上の助言を行う機関としてのSBSTAの任意事項に従って評価を中心に行う案を支持した。また、米国は、初期活

動だけに議論の範囲を絞ることを強調し、カナダも賛同した。非公式なグループによる討議の大半はパラグラフごとのテキスト精査にあてられた。

さらに、作業計画の実施の円滑化・支援・促進のための諮問作業部会（advisory working group）を設置しようという G-77/中国の提案についても協議された。EU、米国、カナダなどは、そうした部会を設置する必要があるか、その権限をどうするか疑問視した。本件については意見提出を要請するというので決着がついた。また、初期活動の実施時期や期限、COP に対する報告時期、今後の方針などについて若干の懸念が見られた。草稿作成のために設置された小グループが 2009 年までの実施時期や期限などの予定表を作成した。

大幅な修正の後、締約国はこうした問題のすべてについて合意に至った。11月17日のCOP最終プレナリーで、カナダは、適応作業計画を“気候変動の影響・脆弱性・適応に関するナイロビ作業計画”（“Nairobi Work Programme on Impacts, Vulnerability and Adaptation to Climate Change”）と名称変更することを提案、COPはこれを満場一致で承認した。

SBSTA 結論書 結論書 ([FCCC/SBSTA/2006/L.26](http://www.unfccc.int/documents/2006/2006_L26/))で、SBSTAは作業計画の下での活動はすべての締約国、特にLDCsやSIDSを含む途上国を支援するものとして実施されるべきであり、気候変動の影響・脆弱性・適応について各国の理解を向上させ、現実的な適応のための活動や措置について情報を基に意思決定するためのものであることを確認する。さらに、SBSTAは、特に以下を行う。

- 結論書に盛り込まれた活動を通じて作業計画を更に実施していくことに合意する。
- SBSTA 26、SBSTA 27、SBSTA 28 で、事務局が同計画の実施上の進展について報告し、SBSTA 28 の前に非公式会合を開催し、それまでに実施された活動の成果を検討するよう要請する。
- 締約国に対して SBSTA 28 までに更なる活動に関する各国の意見提出を募る。SBSTA 28 において、これら意見書や専門家会合の成果、IPCC の AR4、関連する科学的知見、ならびに国際機関、地域機関の関連活動について検討することで合意する。この検討は作業計画に盛り込むべき更なる活動を把握するために行う。
- 事務局は SBSTA 29 に間に合うよう SBSTA 28 までの活動報告書を作成する。
- 作業計画の実施に基づく情報や助言を SBI に提供してもよい。
- 専門家からのインプットが必要であるという点で合意し、SBSTA 27 で検討するため、締約国に 2007 年 9 月 21 日までに、今後の専門家グループの設立は必要か、またその役割は何かという点について意見提出を募る。

最終的に SBSTA は 2006-2007 年の 2 ヶ年のコア予算では SBSTA 28 までの作業計画実施コストは十分カバーできないと指摘し、更なる財政支援を求める。

作業計画に盛り込まれた今後の活動は9つのサブテーマに分類されている。-1) 手法とツール、2) データと観測、3) 気候モデル・シナリオ・小区分化、4) 気候関連のリスクと異常気象、5) 社会経済的情報、6) 適応計画と実践事例、7) 研究、8) 適応技術、9) 経済多様化- サブテーマにはそれぞれ目的を記した冒頭の(シャポー)パラグラフがあり、それとともに実施予定の活動、期待される成果物、同活動が貢献できる適応対策といった運用に関するパラグラフがある。さらに、結論書には、サマリー・レポートが提出される SBSTA 29 までに実施する活動や成果物の予定表が盛り込まれている。

活動内容としては意見提出、ワークショップ、専門家会合、様々な文書作成がある。成果物としては統合報告書、技術文書(テクニカルペーパー)、進捗報告書、ウェブベースのインタフェースなどが含まれる。

途上国における森林減少の削減: この問題は、11月7日の COP プレナリーで初めて議論され、コンタクトグループ会合、非公式協議および Audun Rosland (ノルウェー) と Hernán Carlino (アルゼンチン) を共同議長とする草案作成グループの会合で取り上げられた。締約国は、森林減少からの排出削減に向けたプラスのインセンティブに関する第二回ワークショップを、SBSTA 26 の前に開催する必要があるとし、即、合意した。その後、議論の焦点は、このワークショップの対象範囲、およびその推進に必要な提出文書やペーパーの中身に移った。

このワークショップの対象範囲に関し、パプア・ニューギニアは、政策手法とプラスのインセンティブにのみ焦点を当てるよう提案したが、EU、日本、ツバル、その他は、この二つに加えて、技術問題および方法論問題を取り上げることがを希望した。米国は、データの入手可能性とその必要性を特に議論することを提案した。ブラジルは、提案される政策手法に関連のある技術問題や方法論問題に的を絞ることで議論を進めるよう提案した。政策手法とインセンティブ、そしてその実施や成果の評価、理解を進めることに関係する技術的および方法論的必要事項に言及することで、意見の一致を見た。

ワークショップのための提出文書およびその他の資料に関し、締約国は、提出文書の中で他の条約プロセスの規定を検討するかどうか議論した。日本とアルゼンチンは、国際熱帯木材機関 (International Tropical Timber Organization (ITTO))、世界貿易機関 (WTO) など他の条約および多国間組織に言及することを支持した。また締約国は、バックグラウンド・ペーパーと統合報告書の作成を事務局に要請することについて議論し、入手可能な情報をまとめ、それを提供することに限定した要請とすると決定した。森林減少のデータに関する米国の要求に対し、締約国は、国別報告書に含まれるもの以外のデータが必要であり、森林減少からの排出量とその動向に関する最新のデータを提出するよう求めることで合意した。この情報は、事務局がまとめ、当該ワークショップに提出する。

SBSTA結論書: 結論書(FCCC/SBSTA/2006/L.25)の中で、SBSTAは、事務局に対し、SBSTA 26 の前に第二回ワークショップを組織し、関連のあるオブザーバーおよび専門家を招くことを求めた。SBSTAは、当該ワークショップを、実施中の手法や政策手法およびプラスのインセンティブ、さらにはこういった手法やインセンティブの実施、その成果の評価および信頼性に関係する技術上および方法論上の要求に焦点を当て、

途上国における森林減少を原因とする排出の削減について、理解を深めるものにと決定する。当該ワークショップでの議論を容易にするため、SBSTAは、締約国およびオブザーバーに対し、こういった問題に関するそれぞれの意見を提出し、適切な場合には、生物多様性条約や国連砂漠化防止条約、ラムサール条約、国連森林フォーラム、ITTOおよびWTOなど、他の条約や多国間組織の関連規定を検討するよう求める。さらに、SBSTAは、締約国に対し、森林減少を原因とする排出量やその動向、データの必要性、森林減少問題とその根幹の原因を検討するため実施されているまたは検討されている政策やプログラムに関して、国別報告書に記載されるもの以外の最新の情報やデータを、自主的に提出するよう求める。事務局は、この情報をまとめ、当該ワークショップで簡単なプレゼンテーションを行う。SBSTAは、この議題項目に関し、SBSTA 27で報告し、COP 13に提案することで合意する。

研究と体系的観測：この議題項目は、11月7日、SBSTAプレナリーで最初に議論された。全球気候観測システム (GCOS)は、改定報告ガイドライン(FCCC/SBSTA/2006/MISC.12)および地域ワークショッププログラムに関する報告書(FCCC/SBSTA/2006/MISC.13)を提出した。この後、Stefan Rösner (ドイツ)とSoobaraj Nayroo Sok Appadu (モーリシャス)を共同議長とする非公式協議が開かれた。締約国の意図を正確に反映する科学用語とすることに、特に慎重な注意が払われた。SBSTAは11月14日、結論書を採択した。

SBSTA結論書：結論書(FCCC/SBSTA/2006/L.22)の中で、SBSTAは、地球の観測をさらに統合、協調させるものとし、もともとの観測ネットワークを維持することの重要性を再度強調したうえで、締約国に対し、地球観測衛星委員会(CEOS)が明らかにした行動(FCCC/SBSTA/2006/MISC.14)を実施するため、宇宙当局を支援するよう求め、GCOSおよびCEOSとパートナーシップを組み、宇宙からの気候観測との連携をはかるよう提案する。この項目に関する決定書は、COP 13に提出される。

UNFCCC の下での方法論問題：国際航空および海上輸送に使用する燃料からの排出量 (バンカー油)：この議題項目は、11月7日、SBSTA プレナリーで取り上げられ、その後、国際海事機関 (IMO)が、国際海運の排出量に関する同機関の作業について報告した。さらに IMO は、海底地層中の炭素隔離を認めるロンドン議定書の決定書に関する情報を、参加者に伝え、海洋での排出量基準を設定することを提案した。

クウェートおよびサウジアラビアは、この議題項目を外すよう提案したが、EU、日本、ノルウェーはこれに反対した。中国は、ここでの決定は全て議定書 2 条 2 項 (附属書 I 締約国の目標とモントリオール議定書) に厳格に順ずるものとするべきであり、附属書 I 締約国のみに適用されるべきであると述べた。

議長の Kumarsingh は、非公式協議を行ったが、合意にいたることはなかった。11月14日の SBSTA プレナリーでは、いくつかの締約国が失望感を表明し、ノルウェーは、何の進展もなかったのは「ごく少数の締約国の反対」のためだと指摘した。EU は、UNFCCC ワークショップを提案し、詳細にわたる成果主義の議論を呼びかけた。ミクロネシアは、航空輸送排出量が増加している現実を踏まえ、議論の進展が必要であることを強調した。この小項目については、SBSTA 26 で改めて取り上げる。ノルウェーは、2007 年 10 月、航空輸送および海上輸送の排出量に関する UNFCCC 外の技術会議を主催するとの意思を表明した。

温室効果ガス・インベントリ：11月7日、事務局は、温室効果ガス・インベントリの年次報告書および最新のインベントリ・ガイドライン(FCCC/SBSTA/2006/INF.4; [FCCC/SBSTA/2006/9](#))を、SBSTAプレナリーに提出した。議長はKumarsinghは、締約国に対し、2007年にインベントリのレビューがあることを想起した。同議長は、この議題項目に関する結論書草案およびCOP決定書草案を作成した。この結論書草案および決定書草案は、その後、11月14日にSBSTAで採択され、11月17日にCOPで採択された。

SBSTA 結論書：結論書では、2007年のレビューの作業量が多いことへの懸念が示され、レビューの提出に関し、事務局が柔軟性を示す必要があることが指摘された。

COP決定書：決定書([FCCC/SBSTA/2006/L.20/Add.1](#))は、2006-2007年のレビュープロセスを合理化する必要があることを認め、他のレビューとの調整をはかるため、2006年温室効果ガス・インベントリの提出予定を再考する可能性を認識する。

他の関連する組織との協力：11月10日、SBSTAは、共同リエイジンググループの活動に関する概要説明を受けた。同グループは、2006年12月に再度会合する。IPCCの平石尹彦は、IPCCの活動についてSBSTAに概要説明を行い、IPCCの国別温室効果ガス・インベントリ・プログラムの2006年版指針が完成したことを指摘した。第4次評価報告書(AR4)に関し、同氏は、その作成作業が最終段階にかかっており、AR4統合報告書の作成作業も順調に進行中で、2007年11月のIPCC 27において最終承認を受ける予定であると説明した。

進捗報告書：11月10日、SBSTAは、共同実施活動(AIJ)パイロットフェーズに関する進捗報告書(FCCC/SBSTA/2006/8 and Corr.1)を検討し、SBSTA議長はKumarsinghは、パイロットフェーズを延長するとの提案があることを指摘した。また締約国は、IPCCの炭素回収貯留(CCS)に関する特別報告書について、SBSTA 24 会合期間中ワークショップの概要報告を受けた。SBSTAは、IPCC/TEAP オゾン層および地球気候系の保護に関する特別報告書について、簡単な検討を行った。

11月14日、SBSTAは、AIJに関する短い結論書草案とCOP決定書草案を採択し、CCSワークショップに関する短い結論書も採択した。COPは、11月17日に決定書を採択した。

SBSTA結論書：CCSに関するSBSTA結論書([FCCC/SBSTA/2006/L.24](#))は、SBSTA 24での会合期間中ワークショップの報告書を歓迎する。

AIJに関するSBSTA結論書([FCCC/SBSTA/2006/L.19](#))は、AIJの第7回統合報告書に留意し、COP決定書草案を提案する。

COP決定書：AIJに関する決定書([FCCC/SBSTA/2006/L.19/Add.1](#))は、AIJのパイロットフェーズを継続し、2008年6月1日をAIJに関する報告書の期限とすることを確認する。

実施に関する補助機関：教育、訓練、啓発（条約 6 条）：この議題は、11 月 7 日、SBI プレナリーで最初に取り上げられ、その後 Marie Jaudet (フランス) を議長とする非公式協議で取り上げられた。一部の締約国は、ニューデリー作業計画がまだ見直されている段階で、その先の作業計画草案を作成することに釈然としない思いを示した。しかし、COP 13 までに新しい枠組に関する決定文書を出す必要があることに鑑み、締約国は、この文書に含められるべきであると決定した。新しい文書は、GEF に関係する二つの締約国が提案したもので、GEF プロジェクト案において 6 条の活動をどのように強化するかについての簡単なガイドラインを求め、途上国、特に、LDCs および SIDS における 6 条活動の実施やニューデリー作業計画の実施のため、追加資金を提供するよう求めている。非公式折衝の結果、ニューデリー作業計画の見直し戦略に関して合意がなされたほか、締約国に対し、ニューデリー作業計画を引き継ぐ可能性のある新しい条約 6 条実施計画において、どのような枠組が可能か、それぞれの見解を提出するよう求めることでも合意がなされた。

SBI 結論書：この結論書(FCCC/SBI/2006/L.26)において、SBI は、ニューデリー作業計画を引き継ぐ可能性のある新しい実施作業計画として可能性のある枠組に関し、それぞれの意見を提出するよう締約国に求める。さらに、SBI は、GEF への追加ガイダンスに関する COP 決定書の中に含める可能性のある、二つの GEF 関連項目を COP に送る。(FCCC/CP/2006/L.4)

その他の事項

SIDS：小島嶼後発途上国に関する問題について提案されていた議題項目が議論の対象となり、結局、締約国は、この項目を「その他の事項」という SBI 議題項目に含めるべきだということで合意した（「議題の採択」に関する COP12 の選択の項も参照）。この項目をどの大項目の下で議論するべきかについて合意がなされた後、この項目に関する短い SBI 結論書が、11 月 14 日に採択された。

SBI 結論書：これらの結論書(FCCC/SBI/2006/L.7)は、モーリシャス戦略およびその宣言の関連する側面に配慮するよう、締約国に求め、事務局に対し、この戦略が、UNFCCC および京都議定書での作業にどのように反映されているか報告するよう要請する。

クロアチアの基本年での排出量レベル：この議題は、11 月 6 日、SBI プレナリーに提出され、Jim Penman (英国) が進行役を務める非公式協議でも議論された。ここでの議論が集中したのは、クロアチアが、UNFCCC 4 条 6 項（市場経済移行国向けの柔軟性）に基づき、基本年の温室効果ガス排出量を設定するため提出した文書に関してであった。SBI は、11 月 14 日、結論書草案および COP 決定書草案を採択した。EU は、この決定が、議定書 3 条 4 項（LULUCF 追加活動）の実施という目的において、クロアチアのベースラインに影響を与えるものではないことを指摘した。COP は、11 月 17 日、決定書を採択した。

COP 決定書：決定書(FCCC/SBI/2006/L.20)において、COP は、クロアチアの特殊事情を指摘し、今回の決定が、特に旧ユーゴスラビアでの排出量など、他のどの締約国の歴史的な排出量レベルにも影響を与えるも

のではないことを指摘する。COPは、クロアチアに対し、その基本年度の温室効果ガス排出量レベルに 3.5 百万CO₂ 換算トンを加えることを認めるべきであると決定する。

COP/MOP 2報告書

COP および COP/MOP 議長の Kibwana は、11月6日曜日、COP/MOP の開会を宣言した。その開会時のステートメントにおいて、EU は、適応基金の運用を開始し、LDCs の CDM プロジェクト実施能力を強化する必要があることを強調した。同代表は、議定書 9 条(議定書のレビュー) に基づき、議定書のレビューと強化が必要なことに焦点を当てた。G-77/中国は、適応を進めること、また CDM プロジェクトの世界的な配分を改善するよう求めた。

組織上の問題

組織上の問題に関し、Kibwana 議長は、自主的な約束を承認するための適切な手順を策定するとのロシアの提案に関する協議関連の議題項目について、一部の締約国から懸念が表明されていることを指摘した。締約国は、議題書(FCCC/KP/CMP/2006/1)を暫定的に採択したが、ロシア提案に関するさらなる協議については保留し、SBSTA 議長の Kumarsingh に協議するよう求めた。この協議の結果、11月9日のプレナリーでは、この問題をその他の問題という議題項目の下での議論に移すことで合意した。COP/MOP は、その後、議題書を改定されたとおりに採択した。

附属書 I 締約国の約束に関するアドホックワーキンググループ

京都議定書の下での附属書 I 締約国のさらなる約束に関するアドホックワーキンググループ(AWG)は、決定書 1/CMP.1 に基づき設立されたグループで、特に、議定書 3 条 9 項 (将来約束) に則り、第 1 約束期間 (2008-2012 年) と第 2 約束期間 (2013 年以降) の間にギャップが生じないようにすることを目的とする。Michael Zammit Cutajar (マルタ)が、11月6日および8日の AWG 第二回会合の議長を務め、附属書 I 締約国の更なる約束、作業計画および将来の会合の予定に焦点を当てた。11月7日、AWG は、AWG 副議長の Luiz Alberto Figueirido Machado (ブラジル)が議長を務める会合期間中ワークショップに集まった。AWG の問題は、その後 11月9日および14日、これも Zammit Cutajar を議長とするコンタクトグループで取り上げられ、また一連の非公式協議でも取り上げられた。

AWG および AWG コンタクトグループは、第二約束期間における附属書 I 締約国の約束および作業計画の策定、そして AWG の会合予定の策定に焦点を当てた。会合期間中ワークショップでは、附属書 I 締約国の更なる約束についての科学的な根拠基礎、および附属書 I 締約国における排出量の動向と緩和ポテンシャルを取り上げた。

こういった議論の中、EU は、AWG の作業と議定書 9 条との結びつきを強調するよう求め、カナダとスイスもこれを支持し、ノルウェーは、長期的な目標の定義に関する作業をあらためて呼びかけ、そのような目標

の定義づけを助ける UNFCCC 2 条 (目的) の限界を議論した。EU は、附属書 I 締約国による行動は、気候変動への取組みとして十分ではないことを強調し、オーストラリアは、将来枠組には、全ての主要な排出国が含まれるべきであることを提案した。しかし、G-77/中国は、UNFCCC 2 条に記載するもの以上の長期的な目標を定義づけるのは、AWG の課題ではないと主張し、議定書 3 条 9 項の議論に限定して、他の条項との結びつけは避けるよう求めた。加えて、中国は、新しい削減目標に対する附属書 I 締約国の約束という形で、炭素市場に強力なシグナルを送るよう提案した。第一約束期間および第二約束期間との間にギャップが生じないようにする必要があること、および炭素市場と CDM に対し、継続性についての強力なシグナルを送る必要があることでは全般的な意見の一致がみられた。非公式協議後、多様な意見を反映させて、作業計画および予定を策定するよう求める妥協案が採択された。AWG は、11 月 14 日、その結論書を採択し、これらは、11 月 17 日、COP/MOP でも留意された。

AWG 結論書： AWG は、その結論書(FCCC/KP/AWG/2006/L.4)において、条約の究極の目的こそ、附属書 I 締約国によるさらなる約束に関する作業に指針を与えるものとするべきであり、またこういった作業は、条約および京都議定書の原則および関連する条項に基づくものとするべきだということに合意し、更なる排出削減量の全体レベルの決定に役立つパラメーターの根拠を提供するものとして、IPCC 第三次評価報告書に言及する。

この結論書は、3 つの表題の下で作成されている：緩和ポテンシャルの分析と排出削減目的の範囲、緩和目的を達成する可能性がある方法の分析、およびさらなる約束の考察である。これらの結論書によると、AWG は、外部の組織およびフォーラムから AWG の作業へのインプットを求め、将来のワークショップの有効性を指摘し、第三回の会合を 2007 年 5 月に、第四回の会合をおそらくはその 9 月/10 月に、UNFCCC の協議と合わせ予定する。AWG は、プログラムや手法を常にレビューしていくことで合意し、気候変動の悪影響について懸念を表明し、京都議定書の附属書 I 締約国が、2013 年以降、国内および国際的な努力により排出量全体の下降傾向を維持するため率先して行動するという明確なメッセージを送るため、作業する必要があることを強調する。

9 条に基づく議定書のレビュー

この議題項目は、11 月 9 日の COP/MOP プレナリーで最初に議論され、その後、Fernando Tudela Abad (メキシコ) を議長とするコンタクトグループおよび非公式な議論で取り上げられた。

当初、このレビューの範囲やプロセス、および予定に関する各国の立場は大きく異なっていた、先進国は全般的に、決定書を含めた議定書の全ての側面を十分に見直すことを支持していたが、G-77/中国は、特定の課題に絞ったレビューを支持した。EU、スイス、ノルウェー、その他は、レビュープロセスの立ち上げを支持したが、G-77/中国は、議定書 9 条に規定するとおりの COP12 「における」 レビューを主張し、途上国は、第 9 条は「レビュー」に関するものであり、議定書の「改定」に関するものではないことを強調した。

アフリカン・グループ、EU、米国を除くアンブレラ・グループは、文書草案(FCCC/KP/CMP/2006/CRP.1 and 3)を提出した。第二週の初めに残されていた課題は、レビューの範囲、第二回レビューのタイミング、および将来のレビューを定期的におこなうかどうかなどであった。G-77/中国は、4年から5年のうちに第二回レビューを行うことを希望し、閣僚レベルでの非公式会議における意見交換の後、レビューが新たな約束に結びつくものとはしないと、明確に約束するよう求めた。先進国は、2年のうちに第二回レビューを行うことを望み、またレビューにおいても、COP/MOPが自由に行動できるようにすることを望んだ。

COP/MOPの最後の数日間で、全般的な合意に達し、第二回レビューはEUの希望するとおり、2008年に行うとの妥協案で合意し、またG-77/中国の望むとおり、レビューが新しい約束に結びつくものではないとの明確な言及が含まれることとなった。COP/MOPがレビューに関して行動できるとの明確な言及が入れられたことで、アンブレラ・グループも、この文章での合意を納得した。しかし、中国は、当初、2008年という期限に賛成しておらず、最終的な合意に達するには、長時間の交渉と、多少の言葉の変更が必要であった。

11月17日、COP/MOPはこの文章を採択した。EUは、これを重要な成果と賞賛し、中国は、附属書I締約国が、次のレビューにおいて、それぞれの約束の遵守に関する十分な情報を提出することを希望した。

COP/MOP 決定書: 決定書(FCCC/KP/CMP/2006/L.7)において、COP/MOPは、特に次のことを行う:

- 適応をさらに練り上げることは可能であり、議定書の実施を強化することも可能であると認識し、
- 第二回のレビューを2008年に行うと決定し、
- IPCC AR4を第二回のレビューにおいて利用することで合意し、
- 第二回レビューを、COP/MOPの行動を予断するものとはせず、どの締約国であれ、その締約国による新しい約束に結びつくものとはしないことで合意し、
- 第9条に則り、COP/MOPは、COP/MOPの中で行われるレビューに基づいて適切な行動をとるべきであることを想起し、
- COP/MOP 3で第二回レビューの範囲と内容を検討すると決定し、
- 締約国に対し、第二回レビューの範囲と内容に関するものも含め、この問題についての意見を提出するよう求めた。

自主的な約束の承認手順を策定するとのロシアの提案

この問題は、11月9日と11月13日のプレナリーおよび会期中開催された非公開の非公式協議で議論された。議論は、11月16日の閣僚級議論で頂点に達し、Michael Zammit Cutajarを進行役とする少人数の交渉グループに、この問題を託すこととなった。11月17日、COP/MOPは、この提案に関する協議について議長が報告した結論書を採択した。

自主的な約束の承認手順に関するロシアの提案(FCCC/KP/CMP/2006/MISC.4)について、会合期間中の協議内容に関する、11月9日の Kibwana 議長の報告後、ロシア連邦は、そのような手順の策定を SBI に託すという COP/MOP の決定書を提案した。EU とカナダは、この提案は COP/MOP2 での更なる検討に足ると述べ、G-77/中国は、更なる議論に断固として反対した。Kibwana 議長は、William Agyemang-Bonsu (ガーナ) に対し、議論をどう進めるべきか、非公式に締約国と協議するよう求めた。

11月13日のプレナリーに再提出された報告書の中で、Agyemang-Bonsu は、SB 24 での議論を想起し、SBI でこの問題を扱うか、それとも AWG で扱う、あるいは長期協力行動の対話の中で扱うといったこの問題の進め方について、いくつかのオプションがあったことに注目した。しかし COP/MOP2 での協議でも、進め方についての意見は一致しなかった、しかしロシア連邦およびアンブレラ・グループは、この問題を SBI に託すとの COP/MOP の手順決定書を採択するよう提案した。閣僚級会議の議論では、この問題を「ハイレベル」なプロセスにおいて扱うといった別な提案が浮上した。11月17日早朝、少人数のハイレベルな交渉グループにおいて、ロシア連邦は、G-77/中国に譲歩し、この問題の議論を COP/MOP 3 に先送りし、2007年5月にはワークショップを開催するとの議長提案による結論書草案で妥協することに合意した。

11月17日の閉会プレナリーの中で、ロシア連邦は、会議報告書(FCCC/KP/CMP/2006/L.1)を改定し、COP/MOP2 での協議における立場を明記することを要求した。同代表は、SB 24 での議論で、各締約国が自主的な約束の問題の重要性を再確認したことを想起し、自主的な約束を行いたいとの締約国の要求に何の回答も与えないでいる現在の実施方法は、受け入れがたく、これら締約国の主権を侵害するものであることを強調した。

COP/MOP結論書: 結論書(FCCC/KP/CMP/2006/L.6)の中で、COP/MOPは、この提案に関してCOP/MOP議長が行った協議に留意し、さらにCOP/MOP2において、その内容を検討できなかったことを「遺憾の意を持って留意」する。同結論書は、議長に対し、2007年5月にワークショップを招集し、「議長自身の責任において」ワークショップの議事録およびそこで指摘された主要な点に関する報告書を作成するよう要請する。また、ロシア連邦に対し、その提案をさらに推敲するよう求め、他の締約国に対しては、それぞれの見解を提出するよう求める。議長の報告書は、COP/MOP3において、「他の問題」という議題項目の下で検討されることになる。

CDM に関する問題

CDM に関する問題は、11月9日の COP/MOP で初めて取り上げられ、その後、Christiana Figueres (コスタリカ) と Georg Børsting (ノルウェー) が共同議長を務めるコンタクトグループに託された。コンタクトグループと非公式協議はどちらも 11月10-16日の間に行われた。この会議の終わり近く、交渉担当者の小グループは、二酸化炭素回収貯留(CCS)、非再生可能および再生可能なバイオマス、CDM プロジェクトの世界的な分布状況に焦点を当てた。

地中CCSは、CDM理事会がCCSプロジェクトに関する3つの方法論を受理した後、COP/MOPからSBIに託されたものである。ナイロビでの議論でも、締約国の提出文書、ワークショップの成果、CDM理事会よりの提案(FCCC/KP/CMP/2006/3, FCCC/KP/CMP/2006/4, FCCC/KP/CMP/2006/4, Corr.1 and Add.1 and FCCC/KP/CMP/2006/MISC.1 and 2)といった情報が提出された。EU、サウジアラビア、日本、カナダ、ノルウェー、南アフリカを含むいくつかの締約国は、CDMの下でCCS技術を扱うことに明確な関心を示したが、他のものはさまざまな理由でこれに反対した。ブラジルは、そのような技術が現在のCDMの全体像に多大な影響を与える可能性があるという脅威を指摘し、CCSは京都議定書の交渉担当者が予想もしなかった規模で運営され、他のCDMプロジェクトを「押しやり」かねないことを指摘した。小島嶼国連合(AOSIS)は、滲出や貯留、バウンダリー、長期的な保証責任などCCSを取り巻く技術的な不確実性に対して、同様な懸念を表明した。

A/Rの問題、特に土地の適格性の問題が、ブラジル、コロンビア、ボリビア、その他いくつかの中南米諸国から指摘され、CDM理事会第26回会合報告書の附属書18の中にある、適格性を定義する手順についての理事会の解釈は、制約的だとしてこれに反対した。これらの締約国は、理事会第22回会合報告書の附属書16にある解釈を望んだ。附属書は、CDMプロジェクト活動が提案されている土地が、特定のプロジェクトが開始される時点で、森林でなかったことを実証するための方法論を扱っている。非公式な議論は、これら附属書の解釈の違いに集中し、締約国は、理事会に対し、この問題を再度検討するよう求め、それまでは、事例ごとに関連するプロジェクト提案を取り扱うべきであると提案し、これにEUが妥協したことで、合意に達することができた。

たとえば、ネパールなどの国の世帯で、熱や照明に用いる資源を再生可能な資源に転換するなど、非再生可能なバイオマスから再生可能なバイオマスへの転換においても、別な方法論の議論が行われた。EUは、森林減少の回避を認めることで、このような燃料転換にクレジットを与えるのは「誤ったインセンティブ」を作り出す可能性があるとして、懸念を表明した。EUは、逆に、再生可能な燃料資源の利用から生じる炭素排出量の削減に注目してクレジットを提供する別な方法を探ることを望んだ。締約国は、この問題に関してCDM理事会が合意に達せないでいることから、理事会は、締約国に対し、この問題に関する見解を提出するよう求めるべきであるということ合意した。

解決されるべき最後の問題は、(CDMプロジェクトの)不均等な地域分布であり、この問題について、EUは、閣僚級の協議の後、アフリカン・グループの提案に譲歩し、地域分布における不均等を是正するとの見地から、LDCsやアフリカおよびSIDSでのCDMプロジェクトに対し財政支援を提供するなど、さらなるイニシアティブを約束するよう、附属書I締約国に勧めるという文言を挿入することで合意した。

COP/MOP決定書: 決定書(FCCC/KP/CMP/2006/L.8)の中で、COP/MOPは、CDMポートフォリオが拡大し、CDM理事会の作業量も増大していることを認識し、理事会の監督者および管理者としての役割を強調し、締約国による資金の供与を感謝する。CCSに関し、COP/MOPは、環境上安全かつ健全な技術の移転を強調し、技術的、方法論的、法的、政策的問題が未解決であると認識し、理事会に対し、CDMプロジェクト活動とし

でのCCSに対する新しい方法論の提案を検討し続けるよう求め、そのような方法論の承認は、COP/MOPからさらなるガイダンスを得た後で始めて可能になることを指摘する。国際機関およびNGOsは、リーケージやリスク水準、バウンダリーの問題、モニタリング、保証責任、算定オプションなど、リストされた項目に関する情報を、2007年5月31日までに、理事会に提供するよう求められる。締約国は、2007年9月21日までに文書を提出するよう求められる。また、COP/MOPは、事務局に対し、COP/MOP 3でさらに検討するとの見地から、SBSTA27での検討に処すため、これらの提出文書をまとめるよう要請する。

ガバナンスの問題に関し、理事会は、特に、その決定の合理性に関する一般への情報提供を改善するよう提案する。方法論と追加性に関し、COP/MOPは、広範な適用可能性条件を備えた方法論をもっと開発するようプロジェクト参加者に勧め、理事会にはそのような方法論をより多く承認するよう奨励する。土地の適格性に関し、決定書は、理事会第22回会合報告書の附属書16および理事会第26回会合報告書の附属書18について保留にすることとし、理事会に対し、A/Rプロジェクト活動のための土地の適格性を実証する新しい手順を、一般からの意見公募を行った後、作成するよう求め、締約国、国際機関、NGOsに対し、小規模A/Rプロジェクト活動と規定される規模の限度に、可能な変更を加える場合の影響について、それぞれの意見を、SBSTA 26での検討に付すとの見地から、2007年2月23日までに事務局に提出するよう要請する。また決定書は、決定書17/CP.7(CDMプロジェクトの方法と手順)に言及する小規模CDMプロジェクト活動の定義の改定を開始し、各組織に対し、方法論の案を提出するよう求め、理事会に対し、COP/MOP 3に提案を行うよう要請する。地域的な分布状況およびキャパシティビルディングに関し、COP/MOPは、附属書I締約国に対して、特にLDCs、アフリカ諸国、SIDSにおけるプロジェクト活動を進める追加イニシアティブを検討するよう推奨し、このイニシアティブには、プロジェクト活動の開始コストを含めるプロジェクト活動全体への財政支援を含めることとする。

共同実施監督委員会 (JISC) の報告

この問題は、11月9日、COP/MOPプレナリーで最初に検討され、Johan Nylander (スウェーデン)と William Agyemang-Bonsu (ガーナ)が共同議長を務めるコンタクトグループおよび非公式協議でも取り上げられた。締約国は、主に4つの解決すべき問題を抱えていた、すなわち、共同実施監督委員会(JISC)の手順規則およびJIプロジェクト設計書の採択、小規模プロジェクトの定義、JISCメンバーへの報酬と旅費、およびJISCの2006-2007年度財政赤字の4つである。

締約国は、JISCの手順規則およびJIプロジェクト設計書の採択では、速やかに合意し、また2006-2007年度でJISCに資金を供与するよう求めることでも合意した。

JISCメンバーへの報酬と旅費に関し、一部の締約国は、CDM理事会メンバーと同等の報酬とすることを求めた。この問題をSBI 26での検討に付すことでも合意に達した。小規模プロジェクトの定義に関する合意は、CDM問題に関する合意を待つて保留とされ、締約国は、CDMの定義に必要な修正を加えて適用すると決定した。

参加者は二つの COP/MOP 決定書について合意した、一つは、手順規則とプロジェクト設計書に関するもの、もう一つは JISC に対するガイダンスに関するもので、どちらも 11 月 7 日の COP/MOP 閉会プレナリーで採択された。

COP/MOP 決定書: 手順規則に関する決定書(FCCC/KP/CMP/2006/L.3)において、COP/MOP は、JISC の手順規則および文書 FCCC/KP/CMP/2006/5 and Add.1 に含まれる JI プロジェクト設計書様式を採択し、JISC に対し、プロジェクト設計書様式を改定する権限、またそのような変更を COP/MOP に通知する権限を与える。

ガイダンスに関する決定書(FCCC/KP/CMP/2006/L.4)の中で、COP/MOP は :

- JISC に対し、JI 管理計画を常時見直し、COP/MOP 3 に報告するよう要請し、
- 事務局に対し、JI 管理計画を実施するよう求め、
- SBI 26 に対し、JISC メンバーへの報酬および旅費の問題を検討するよう求め、
- 小規模 CDM プロジェクトの範囲の改定 (FCCC/KP/CMP/2006/L.8) に則り、小規模 JI プロジェクトの範囲を改定し、
- JISC が策定した料金構造を支持する、これには、信任状料として US\$15,000、さらには、最初の 15,000 トンまでは、二酸化炭素換算トンごとに US\$0.10、15,000 トンを超す分については、二酸化炭素換算トン当たり US\$0.20 を徴収することも含める。
- 2006-2007 年度で 200 万米ドルと推計される財政赤字に対し、深い憂慮の念を表明し、
- 締約国に対し、JI に資金を供与する補助活動信託基金に対し、2006-2007 年度で資金供与を行うよう求める。

遵守委員会

この議題項目は、11 月 9 日の COP/MOP で最初に取り上げられ、同委員会議長の浜中裕徳 (日本) は、京都議定書遵守委員会の第一回年次報告書を COP/MOP に提出(FCCC/KP/CMP/2006/6)し、同委員会が、COP/MOP での検討に付すとの見地から、さらなる手順規則を採択したことを指摘した。Denis Langlois (カナダ) と Eric Mugurusi (タンザニア) に対し、遵守委員会の作業の中で提起された資金供与問題について、非公式協議を招集するよう求めた。

浜中委員長は、手順規則の採択が、長時間の、時には困難な決断の末、採択されたことを報告し、これが COP/MOP で採択されるなら、同委員会の運営面での信頼性を高めることになることを説明した。同委員長は、同委員会の資金では、増加する一途の作業負担を支えきれないと付け加え、COP/MOP に対し、信託基金に資金を供与するよう締約国に求めることを要請した。また浜中委員長は、資金や旅行の手配に関しても報告

した。EUは、EU自体、資金要請に敏感になっているとCOP/MOPに伝えた。旅費の問題が議論され、予算問題に関して作業を行っている交渉担当者により解決された。しかし、ビジネスクラスでの旅行手当の要請や附属書I締約国の参加者への旅費の支給は認められなかった。遵守にかかわるコストおよび遵守委員会の促進部(facilitative branch)については、UNFCCC事務局長が最後のCOP/MOPプレナリーの閉会時に報告した項目の中に含まれた。

COP/MOP決定書: 決定書(FCCC/KP/CMP/2006/L.2)において、COP/MOPは、遵守委員会の手順規則を採択し、締約国に対し、遵守委員会の2007年での活動を支えるため、補助的活動のための信託基金に、資金供与を自主的に行うよう求める。この決定書は、定義づけ、メンバーに関する規則、オフィサー、議題、会合、電子通信、言語、その他一般的な手続きも設定する。

遵守に関する議定書の改定

決定書27/CMP.1において、COP/MOPは、SBIに対し、SBI27で最終的な議論をするべく、遵守に関する手順やメカニズムの改定をさらに検討するよう求めた。SBIは、11月8日のプレナリーでこの問題を議論した。

この議論の中で、EUは、改定に反対するものではないが、とりあえずは、その採択や発効において、実質的に大きな困難が残っているという考えを披露した。Becker議長は、SBI結論書の草案を作成することとなった。しかし、合意に達しなかったため、SBI議長のBeckerは、SBIがこの問題をSBI26に託したと、COP/MOPプレナリーに報告した。

国際取引ログ

議定書のメカニズムの下でのクレジットを監視し、各国の国家登録簿システムとリンクするコンピューターシステム、国際取引ログ(ITL)の管理者の報告は、11月8日、SBIに提出された(FCCC/KP/CMP/2006/7)。EUは、これまでの進展を歓迎した。同代表は、ITLを、2007年4月までに、CDM登録簿とのリンクを含め全面運用することが最優先の課題であると指摘し、CDM登録簿とリンクするには、2007年のできるだけ早い時期に登録簿システムを開発し、試験する必要があると述べた。日本は、これに続いて、ITLに関係するさまざまなコスト上の問題に対する懸念を表明した。しかし、SBI結論書は、11月14日に採択され、11月17日、COP/MOPで留意された。

SBI結論書: 結論書(FCCC/SBI/2006/L.28)の中で、SBIは、2007年4月までに、ITLとの全面運用を可能にするためには、登録簿システムの急速な開発が重要であることを再度強調する。SBIは、資金不足を指摘し、ITLを「自給自足」させる方法として、ITLの利用者から料金を徴収することについて、各国の意見を2007年1月31日までに提出するよう求める。

国別報告書

議定書 3 条 2 項（実証可能な進展）に関する統合報告書：この問題(FCCC/SBI/2006/INF.2 and FCCC/SBI/2006/INF.7)は 11 月 8 日の SBI プレナリーで取り上げられ、その後 11 月 8-14 日に Henriëtte Bersee (オランダ) と Arthur Wellington Rolle (バハマ) が調整役を務める非公式協議で取り上げられた。非公式協議において、参加者は、共同議長の見解草案を審議し、これを改定した。この結果、括弧書きにされた文章には、実証可能な進展に関する附属書 I 締約国の報告書の提出が遅れていること、附属書 I 締約国の排出量が増加傾向にあること、そして附属書 I 締約国に対し、約束遵守の努力をし、報告書を提出するよう求める提案に言及する箇所であった。締約国はこの問題への対処方法について合意に達せず、附属書 I 締約国は、議定書での約束について、各国の動きをまとめることを望んだが、途上国は、より詳細な評価を反映させることを求めた。コンタクトグループでは意見の一致がなく、この問題は SB 26 で再度取り上げることになる。

議定書の下でのキャパシティビルディング

この問題は、11 月 8 日のプレナリーで SBI が初めて取り上げた(FCCC/SBI/2006/5; FCCC/SBI/2006/16; FCCC/SBI/2006/22, FCCC/SBI/2006/MISC.4, Corr.1 & Add.1)。議定書の下での文章草案に対しては、全般に前向きな反応であったが、G-77/中国は、CDM プロジェクトの地域分布の不均衡をあらためて強調し、クック諸島は、序文の中で、LDCs および SIDS の特別なニーズに言及することを求めた。英国は、プロジェクトの分布の公平性については、CDM の議論ですでに取り上げられていることを指摘し、努力の重複を避けるには、ここで検討すべきでないと述べた。しかし、他の締約国は、CDM の場合には他の優先課題もあることを指摘し、この文章に含めることとなった。

こういった交渉は、条約の下でのキャパシティビルディングの議論と背中合わせに進められ、時には、議定書の下でのキャパシティビルディングの交渉が脇に追いやられる結果となったことから、この問題での合意が遅れた。結論書および COP/MOP 決定書は、結局、11 月 14 日に SBI で採択され、11 月 17 日に COP/MOP で採択された。

SBI 結論書：結論書(FCCC/SBI/2006/L.34)は、CDM プロジェクト活動の地域別の分布に関係する、そしてキャパシティビルディングに関係する、CDM 理事会報告書の関連セクションに留意する。

COP/MOP 決定書：決定書(FCCC/SBI/2006/L.34/Add.1)は、キャパシティビルディングの実施状況を毎年モニタリングするため、追加ステップを設定し、CDM 固有の組織上および技術上のキャパシティビルディングに注目するよう提案し、CDM への参加を容易にするため、非附属書 I 締約国、特に LDCs および SIDS への援助を改めて要請する。

適応基金

この議題は、11 月 8 日、SBI プレナリーで取り上げられ(FCCC/SBI/2006/MISC.7 and Add.1, FCCC/SBI/2006/MISC.11 and MISC.16)、また Philip Gwage (ウガンダ) および Adrian Macey (ニュージーランド) を共同議長とするコンタクトグループでも議論された、さらにこのコンタクトグループは、非公式協

議および少人数の草案作成グループに分かれた。SBIは、11月14日、結論書とCOP/MOP決定書草案を採択した。COPは、11月17日、決定書を採択した。

プレナリーでは、いくつかの締約国から、この基金の早期運用開始を求める声が上がった。ノルウェー、スイス、日本は、GEFがこの基金を管理するのに最も良い立場にあることを指摘したが、LDCsは、各地域を公平に代表するCDM理事会のような執行機関がこの基金を管理することを望んだ。

しかし、コンタクトグループの早い段階で、参加者は、組織上のアレンジを検討する前に、この基金の全体にかかわる原則、方法およびガバナンスを議論するとG-77/中国の提案に合意した。G-77/中国は、特にCOP/MOPの権限やガバナンス、そして適応のコスト全額を対象とする資金供与という一連の原則をも提案した。カナダは、国家主導のアプローチ、効率と効果、知識とネットワーク形成能力に焦点を当てた。EUは、基金の管理、手順、信頼性のシナジーを強調した。南アフリカは、この基金の利用が一極集中にならないようにし、追加の資源を動員し、障壁を緩和するべきであると述べた。

非公開の非公式協議から、共同議長作成のCOP/MOP決定書草案が提出されたが、この文書には、括弧書きのものが含まれており、たとえば、適応コスト全額を対象とする資金供与や、国家主導のアプローチ、基金のメンバーシップ、そしてSBIに対し、基金の適格性基準や優先分野、収益の一部(share of proceeds)の貨幣価値化、組織構成に関する提案を策定し、COP/MOPに提出するよう求めることといった問題に関する文章が、括弧書きとなっている。参加者は、少人数の草案作成グループで、こういった未解決の問題を解決できた。

SBIの閉会プレナリーで、共同議長のMaceyは、この基金の原則や方法が、最終的な組織構成に縛られることなく策定されたことを強調した。締約国は、COP/MOP決定書草案の採択を歓迎し、G-77/中国は、この基金を「革新的で連帯をもたらす基金」と称し、EUは、この基金が、締約国間の「新しい信頼」の上に築かれていることを指摘した。

COP/MOPが決定書を採択したのに続き、Kibwana議長は、この基金を、今回の会議の達成事項の一つであると指摘し、この基金が、COP/MOP 3では全面的に運用できるものとなっていることを希望した。

COP/MOP決定書：COP/MOP決定書(FCCC/SBI/2006/L.29/Add.1)は、この基金の原則および方法を記載する、この中には次のものが含まれる：

- この基金は、COP/MOPの権限と指針の下で運用され、COP/MOPに対して説明責任を有し、COP/MOPは、この基金の政策全般を決定する
- 適応コストの全額ベースで資金を供与する
- 資金の管理、運用、利用についての説明責任
- 資金の利用を容易にする手順

- 国家主導のプロジェクト
- 適応と資金管理の能力

COP/MOP は、この基金を管理する組織のメンバーとなれるのは、議定書の締約国であるとし、非附属書 I 締約国の大半に対しては、一国一票の原則に則る。さらに COP/MOP は、COP/MOP 3 での検討のため、SBI に対し、この基金の適格性基準、優先分野、収益の一部(share of proceeds)の貨幣価値化、組織構成に関する提案を作成するよう要請し、こういった問題に関する協議自体は SB 27 まで持ち越すことも要請した。また COP/MOP は、関連する組織に対し、この決定書を実践する方法について、それぞれの意見を提出するよう求める。

議定書 3 条 14 項

議定書 3 条 14 項に基づく、途上国での気候変動対応策の悪影響および気候変動の悪影響の問題は、11 月 8 日、SBI プレナリーで議論され、2006 年 9 月 4-6 日、アラブ首長国連合のアブダビで開催された報告方法論に関するワークショップの成果についての報告(FCCC/SBI/2006/27)が行われた。EU は、議題の多さ、および議定書 2 条 3 項(下記のセクション参照)に関する SBSATA の議題と重複することに懸念を表明し、日本とノルウェーもこれを支持した。EU 代表は、この両方の問題を、ひとつの議題項目として、ひとつのコンタクトグループで取り上げることを提案した。サウジアラビアは G-77/中国の立場で発言し、これらの問題は、別々のものであると主張した。11 月 10 日、SBSTA において、この二つの議題項目に関する手順を決定するとの見地から、Angela Churie-Kallhauge (スウェーデン) および Al Waleed Hamad Al-Malik (アラブ首長国連邦) を調整役とする非公式協議が行われた。しかし、このグループでは、内容に焦点を当てるべきか、それとも手順に焦点を当てるべきか、特に、最近のワークショップに注目するべきか、それともこの議題項目と議定書 2 条 3 項の議論とをひとつにするとの提案に注目するべきかで意見の一致が得られなかった。11 月 14 日の SBI 閉会プレナリーで、Becker 議長は、結論で合意しなかったことは、SBI 25 の報告書に反映され、この議題項目は SBI 26 の議題に入れられると指摘した。COP/MOP は 11 月 17 日、この結果となったことに留意した。

議定書 2 条 3 項

議定書 2 条 3 項(政策措置の悪影響)に関係する問題は、11 月 8 日の SBSTA で最初に取り上げられ、この際、日本は、3 条 14 項(上記セクション参照)に関する議題項目との重複を明らかにし、この両項目の統合を提案した。サウジアラビアは、G-77/中国の立場で発言し、この二つは異なる議題項目であると主張した。しかし、非公式協議および 11 月 10 日の SBSTA プレナリーでも意見の一致をみなかったことから、Kumarsingh 議長は、意見が異なることに鑑み、この問題を SBSTA 26 に送ると報告した。11 月 17 日、COP/MOP はこの結果に留意した。

議定書附属書 B の改定に関するベラルーシの提案

京都議定書の附属書を改定し、排出削減約束を行う諸国グループの中にベラルーシを加えることを認めるとのベラルーシの提案については、**COP/MOP 2**において長時間の交渉が行われた。議定書の下で排出量削減について合意した諸国を記載し、それぞれの固有の目標を設定する附属書 B にベラルーシを加えるとの提案 (FCCC/KP/CMP/2006/2) は、11月10日のCOP/MOPプレナリーで初めて取り上げられ、その後Thelma Krug (ブラジル) が開催する非公式協議に付された。

この協議の中で直ちに明らかになったことは、一部の締約国がこの提案に懸念を抱いていることである。その懸念は、主に、技術的および法的な不確実性に関係するものであり、と同時に、ベラルーシが提案する排出量目標という点での「約束のレベル」にも関係するものであった。

ベラルーシが附属書 B に加入することの技術的および法的な意味については、これが議定書の最初の改定となることから、いくつかの国から提案に関する質問が出された。事務局は、可能性ある改定がもつ法的な意味合いについて、予備的な分析を作成し、その発効に関係する問題や、議定書の締約国でその可能な改定を批准していない国にとっての法的な意味合い、そのほかさまざまな技術的問題について明確な解釈を提示した。これらの明確な解釈やその後の議論により、各締約国は、この提案の技術的、法的な実施可能性については、結局のところ満足したようであった。

もうひとつの主な論点は、「約束のレベル」に関するもので、ベラルーシは、本来、第一約束期間の 2008-2012 年の間に、1990 年比で 5% 排出量を削減すると提案していたが、カナダ、日本、EU、その他は、この約束レベルの科学的な根拠を疑問視し、ある先進国は、そのレベルについて、1997 年の附属書 B 締約国による約束のレベルと似通ったものとなっているが、それ以降「世界は変化しており」、現時点での約束のレベルに関して決定するには、最新の科学情報を考慮する必要があると指摘した。また、いくつかの締約国は、2013 年以降の行動に関する議論が行われている最中であり、ベラルーシ案に関する決定は、将来の約束レベルに関して前向きなシグナルを送るものでなければならないと指摘した。これに加えて、ベラルーシが 2008-2012 年での目標としている量よりも、実際の排出量は少なくなる可能性が極めて高いことから、排出削減クレジットを他の附属書 B 締約国に売却するオプション生じるとして、ベラルーシが、柔軟性メカニズム、特に排出量取引をどう利用しようかと計画しているかについても、質問がでた。最後に、ベラルーシは、議定書 3 条 4 項 (LULUCF 追加活動) で規定する森林管理活動を、どのように適用する可能性があるかについても質問があった、この規定では、附属書 B 締約国は特定の炭素吸収活動を含める選択ができるとしており、2008-2012 年のベラルーシの排出量算定にも影響すると見られる。

このような疑問点があることから、いくつかの国は、この問題の検討にさらに時間をかけることを希望した。しかし、ベラルーシは、この問題を **COP/MOP 2** で決定することを求め、結局、他の締約国に納得してもらったため、3 条 4 項の森林管理条項や、排出量取引市場を「自国に有利に利用」しようとしているわけではないことを明確にする妥協案を提示した。この問題は、**COP/MOP 2** の最後の会議時間中に開催されたハイレベルな閣僚級の協議で議論された後、最終的には、議定書を改定して、附属書 B にベラルーシを加え、その排出削減目標をマイナス 8% とするとの決定で、妥協的な合意に達した。

閉会プレナリーにおいて、Thelma Krug は、これが議定書の最初の改定であることから、「歴史的な日」であるとし、ベラルーシは、他の締約国に対し、この改定案を批准するよう求めた。

COP/MOP 決定書: 決定書(FCCC/KP/CMP/2006/L.9)において、COP/MOP は、附属書 B にベラルーシを追加するとの改定案を採択する。COP/MOP は、3 条 4 項の森林管理の結果として生じる吸収源での除去量および排出源での人為的な温室効果ガス排出量を計算に入れないとのベラルーシの決定を歓迎する。また、ベラルーシが、自国の関連当局の承認を受けた上で、排出量取引で生じる歳入を、温室効果ガスのさらなる緩和措置に用いるとの事実を歓迎する。

管理、資金、組織上の問題

予算および収支表: この議題項目(FCCC/SBI/2006/14 and Adds.1 and 2; FCCC/SBI/2006/15 and FCCC/SBI/2006/INF.6)は、11 月 6 日、SBIプレナリーで取り上げられ、その後、11 月 7-11 日、Harald Dovland (ノルウェー)が調整役を務める非公式協議において、COP-関連の管理、資金、組織上の問題とともに議論された。SBI結論書およびCOP/MOP決定書草案は、11 月 14 日に採択され、COP/MOPは、11 月 17 日に決定書を採用した。

SBI結論書: CDM理事会メンバーのビジネスクラスでの旅行を認めてほしいとの同理事会からの要請(FCCC/SBI/2006/L.21)について、SBIは、特に、議定書を構成する組織のメンバーの旅行で行われている現在の慣行を維持することで合意し、遵守委員会およびJISCからも似たような要請がきていることを指摘する。

COP/MOP決定書: 決定書(FCCC/SBI/2006/L.21/Add.2)は、2004-2005 年の監査後貸借対照表、2006-2007 年度予算実績、2008-2009 年度プログラム予算、および本部契約の実施に関するセクションを含む。このCOP決定書に含まれる類似の条項に加えて、COP/MOPは、京都議定書の発効を受け、ドイツ政府と、国連、UNFCCCとの間の契約を改定するプロトコルを承認するCOP決定書を支持する。

議定書機関のメンバーに対する特権と免責: この問題は、最初 11 月 8 日のSBIで取り上げられた(FCCC/SBI/2006/20 and FCCC/SBI/2006/21)。その後、Paul Watkinson (フランス)を議長とするコンタクトグループに付された。このグループでは、議定書を構成する機関のメンバーに対する法的訴訟が実際にはどれほど重大なものか、また短期の措置に焦点を当てるか、長期の措置とするかについて、意見の食い違いが表面化した。EU、カナダ、日本、その他は、短期の問題に焦点を当てることを望み、アルゼンチンなど他のものは、短期の問題と長期の問題の両方を議論することを望んだ。しかし、こういった意見の食い違いにもかかわらず、結局、COP/MOP決定書を含める結論書草案で合意した。これらの文書には、ブラジルが提案した、この問題に関する各国の意見を 2007 年 2 月 23 日までに提出するよう締約国に求めるという新しいパラグラフも含まれたが、この問題について特別なアドホック・レビューチームを設立するとのブラジルの別な提案は受け入れられなかった。合意された文書は、11 月 14 日、SBIにより採択され、その後 11 月 17 日にCOP/MOPにより採択された。

COP/MOP決定書: 決定書(FCCC/SBI/2006/L.22)において、COP/MOPは、特に次のことを要請する：事務局長に対し、構成する機関に勤める個人に対する異議、苦情、補償請求を最小限に抑えるためのメカニズムに関係し、民間や公共の法人が提起した問題に呼応して行動を起こすことを要請する、また締約国に対し、この問題に関する意見を2007年2月23日までに提出するよう求める。

補助機関報告書

11月17日、COP/MOPは、SBSTAの第25回会合報告書(FCCC/SBSTA/2006/L.18)およびSBIの第25回会合報告書(FCCC/SBI/2006/L.19)を採択した。SB25の報告書には、その後COPそして／またはCOP/MOPで取り上げた項目が多数含まれる。しかし、SBSTA結論書は採択されたが、COP/MOPの議題には直接含まれなかった項目がいくつかある。このセクションでは、COP/MOPの議題に直接含まれなかった項目で、SBSTAの報告書では取り上げている京都議定書の問題の詳細について説明する。

SBSTA：議定書の下での方法論の問題：HCFC-22/HFC-23：この問題は、11月7日のプレナリーで最初に取り上げられ、Lambert Schneider（ドイツ）が進行役を務めるさまざまな非公式協議でも議論された。この問題は、CDMの下で、HFC-23の破壊に対して排出削減量分のクレジットを発行することがどういう影響を与えるかに関わるもので、こういったクレジットの発行により、HCFC-22というモントリオール議定書の規定で規制対象となっているオゾン破壊物質の生産を増強させる逆インセンティブとなることが懸念される。締約国は、この問題を解決する実際的な解決策について、それぞれの意見を提出するよう求められた。

Schneider 議長は、提出された意見に基づき、更なる検討のためのオプションを添付する文書草案を提示した。ここでのオプションには、HFC-23の破壊で生じる認証排出削減量(CERs)を、プロジェクト参加者以外の組織に対して発行するというシステムが含まれている、この組織は、CERsの一部を売却して、緩和実施の増分コストに対する払い戻しに当てる。締約国は、このオプションについて、議論を続ける必要があることでは合意したが、CERsを発行される組織をどこにするか、そしてプロジェクトコストを支払った後の「残りの」クレジットをどうするかについては、意見の不一致が表面化した。中国は、クレジットを、別な組織ではなくホスト国政府に発行することを支持し、クレジットは、「地球環境に有益な別な活動」に使うことを支持した。これと対照的に、ブラジル、EU、その他は、クレジットを別な組織に発行し、クレジットは取り消すか、HCFCsの段階的な生産停止、消費停止を行う手段などの活動資金にあてることを支持した。この問題に対する実際的なオプションの検討は進んだが、締約国は、結局、合意に達することができなかった。

SBSTA 結論書: 結論書(FCCC/SBSTA/2006/L.23)において、SBSTAは、新規のHCFC-22施設でのHFC-23の破壊にCERsを発行することは、HCFC-22そして／またはHFC-23の世界の生産量を増加させることにつながる可能性があり、CDMはそのような増加に結びつくものであってはならないとのCOP/MOPの認識を指摘し、この状況の影響に関する実際的な解決策を策定するための締約国の提出文書を検討し、またこの問題の考察を終了できなかったことを明記する。

温室効果ガス・インベントリに関する問題: この問題は、11月7日のSBSTAで取り上げられ、事務局は、議定書8条に基づくレビュー専門家の訓練プログラムで得られた結果を提示した(FCCC/SBSTA/2006/INF.7)。議長は、その後結論書草案およびCOP/MOP決定書草案を作成し、これらの文書は、11月14日にSBSTAで、また11月17日にCOP/MOPで採択された。

SBSTA 結論書: 結論書(FCCC/SBSTA/2006/L.21)には、専門家訓練プログラムのレビューをオンラインで継続することの事務局への要請が含まれ、このレビュープロセスに参加するUNFCCCの専門家名簿について、関連する専門家を指名する必要があることの指摘と、指名するよう締約国に勧める提案も含まれる。

COP/MOP 決定書: 決定書(FCCC/SBSTA/2006.L.21/Add.1)の中で、COP/MOPは、事務局が、2007年のレビューのタイミングに柔軟性をもたせる必要があることを指摘し、現行の国別報告書や2006年温室効果ガス・インベントリの提出文書のレビュー、2007年温室効果ガス・インベントリの提出文書について予定されるレビューなどに関係して、大量のレビュー作業があることを指摘する。

その他の事項

議定書3条4項規定の森林管理に関するイタリアの数値: この項目は、2006年5月、SB24での非公式協議にて取り上げられたのに続き、11月17日、COP/MOP2で簡単に取り上げられた。この項目は、本来、イタリアの要請でSBSTA24の議題に載せられたものであり、議定書3条4項(LULUCFの追加活動)に規定する森林管理の数値について、森林管理に関する国別のデータに基づき再考することを求めている。11月17日、COP/MOPはSBSTA24で作成された決定書草案を採択した。

COP/MOP 決定書: COP/MOP決定書(FCCC/SBSTA/2006/L.6/Add.1)は、(決定書16/CMP.1の附属書10項を適用し、共同実施に関する議定書6条の下で行われる森林管理のプロジェクト活動の結果を適用した後、)議定書3条4項規定の森林管理から生じるイタリアの割当量(AAUs)に対する、第一約束期間での追加または削減は、2.78 Mt C/年 X5を上回ってはならないと明記する。

関係級会合

COP12およびCOP/MOP2の合同関係級会合は、11月15日に始まり、11月17日に終わった。この会合の期間、100名以上の関係ならびにハイレベルな政府高官が、政府間組織およびNGOs、国連機関、専門機関、その他のグループの上級代表とともに、ステートメントを発表した。各発言者は、気候変動、UNFCCC、京都議定書に関する幅広い問題に関する意見を述べた。

このサマリーのこのセクションでは、各ステートメントの中で取り上げられた重要問題を抜粋して表記する。関係級会合の詳しい報告書に関しては、下記を参照:

<http://www.iisd.ca/vol12/enb12316e.html>

<http://www.iisd.ca/vol12/enb12317e.html>

スピーチのインターネット上の全記録は下記を参照：

http://unfccc.int/meetings/cop_12/webcast/items/3882.php

開会：COP および COP/MOP 議長の Kivutha Kibwana が、合同閣僚級会合の開会を宣言した。同議長による冒頭の挨拶に続き、国連事務総長の Kofi Annan が開会のスピーチを行った、この中でアナン事務総長は、気候変動を、武力対立や、貧困、武器の拡散といった他の世界規模の脅威と並ぶ脅威であると位置づけた。スイス連邦大統領の Moritz Leuenberger およびケニア大統領の Mwai Kibaki も開会の挨拶を行った。

各国のステートメント：締約国は、広範な問題について語ったが、この中には、2012年に終わる議定書の第一約束期間後に何がおこるかに関係するさまざまな「長期の」問題、および適応、CDM問題、森林、資金問題などが含まれた。

2013年以降の問題：多くの締約国が、2013年以降の体制について合意することの緊急性を強調し、一部の締約国は、この体制には、全ての主要な排出国を含めるべきであることを強調し、他の締約国は、共通だが差異ある責任の原則を強調した。南アフリカは、G-77/中国に代わり発言し、先進国はまず排出量にキャップをするべきであり、途上国はまず、「力をつける」べきであると述べた。フィンランドはEUの立場で発言し、行動を遅らせることの危険性に注目し、途上国に求めているのは、拘束力のある目標を課すことではなく、広範なオプションを探ることだと主張した。ドイツは、EUが2020年までに排出量を1990年比30%削減することを希望し、ドイツ自体、それまでに排出量を40%削減する意思があると述べた。米国は、「行動のための連携」を拡大するには、気候での目標を「より近々の」社会経済目標ともっと強く結び付ける必要があることを強調した。メキシコは、柔軟な枠組みの中であれば気候変動体制への参加を検討する意思があることを表明し、実際的で部門別の手法を強調した。インドは、いくつかの主要な附属書I諸国がそれぞれの議定書での約束を果たしていないと述べ、途上国に2013年以降での排出約束を求めるのは「大げさ」で「超現実的」であるとし、貧困を撲滅する努力に対する脅威になると述べた。

適応：多数の締約国が、適応にもっと焦点を当てるよう求め、アフリカン・グループとサウジアラビアは、技術移転の進展が遅いことへの失望感を表明した。

CDM：多くのアフリカ諸国が、CDMプロジェクトに占めるアフリカの割合が「落胆」するほど小さいことを嘆き、キャパシティビルディングと技術移転を求め、ナイロビ枠組を歓迎した。ECは、途上国、特にアフリカでのCDMプロジェクトを対象とする、地球規模エネルギー効率化および再生可能エネルギー基金に対する8千万€の資金供与について、その第一回の送金が行われたことを発表した。

森林：数カ国が、気候変動への対処における森林の貢献を強調し、森林減少に対するプラスのインセンティブに注目した。コスタリカは、森林減少を食い止める活動に資金供与を受ける資格を持たせるべきであると述べた。

資金問題：バングラデシュは LDCs の立場で発言し、気候変動の影響を受けるものに対する補償やマイクロファイナンスに焦点を当てた。フィリピンは、GEF が、途上国のニーズにもっと応えるべきであると述べ、気候基金の運用に条件をつけることに対して反対した。また多くの締約国が早期に行動をおこすことの経済的な合理性を指摘し、この中には、スターン・レビューも含まれた。

国連機関、組織のステートメント：さまざまな国連機関や専門機関が、それぞれの関連作業や結びつきに関して報告した。UNFCCC は、気候変動への取り組みには科学や政治の力が必要であることに注目し、将来の体制では、「自給自足の気候協定」を通して、グリーンな経路に開発努力や投資を振り向けるよう、インセンティブを提供するべきであると強調した。

オブザーバー組織のステートメント：多くの関連 NGOs および IGOs が、ビジネスや産業、女性グループ、若者、原住民、そのほかの主要な利害関係者に代わって、閣僚級会合で発言した。Climate Action Network は、環境 NGOs として発言し、約束期間の「ギャップを考えると」将来の気候変動体制に関する正式交渉は COP/MOP 3 で開始されるべきであると述べた。アフリカの NGOs は、アフリカに対しては市場がうまく機能しないとして、「アフリカ基金」を提案し、アフリカ各国の閣僚に対し、気候変動に HIV/AIDS と同等の優先度を持たせるよう呼びかけた。持続可能な発展のための世界経済人会議は、明確な政策枠組を呼びかけ、これには 2013 年以降の炭素市場や、COP 13 における交渉のマンデートに関する合意、遅くとも 2009 年までの結論を含めるよう提案した。

COP および COP/MOP の閉会プレナリー

11 月 17 日、金曜日、Kibwana 議長は、COP および COP/MOP の閉会プレナリーを招集した。締約国は、COP 報告書(FCCC/CP/2006/L.1 and Add.1)および COP/MOP 報告書(FCCC/KP/CMP/2006/L.1 and Add.1)を採択した。同日のこれより前に、締約国は、補助機関報告書(FCCC/SBSTA/2006/L.18 and FCCC/SBI/2006/L.19)を採択した。また締約国は、ケニア政府に対し、会議を主催したことへの感謝の意を表し、またナイロビの人々の歓迎に対する感謝の意を表する決定書を採択した(FCCC/CP/2006/L.3)。

UNFCCC 事務局長の Yvo de Boer は、COP、COP/MOP、補助機関の成果や、結論書、決定書がもたらす資金面の影響を推計し、提示した、これには、補助機関の成果に関係する 2007 年度での 160 万米ドル、ITL に関する 250 万ドル、COP および COP/MOP の決定書に関係する 2007 年度での 275 万ドルが含まれる。同事務局長は、事務局を率いる Richard Kinley に感謝の意を表し、2005 年の Joke Waller Hunter の逝去により、Kinley が UNFCCC の事務局次長に任命されたことを発表した。

Kibwana 議長は、閉会ステートメントの中で、締約国がナイロビ会議においていくつかの重要な決定を行ったと述べたが、同時にこれからも多くの課題が控えていることも指摘した。同議長は、締約国に対し、これからの 12 ヶ月間を有意義に活用し、COP 13 および COP/MOP 3 で行動をとる用意をするよう求めた。同議長は、2008 年の議定書のレビューに対するナイロビ決議を指摘し、CDM プロジェクトの開発に関して途上

国を支援するためのナイロビ・キャパシティビルディング枠組に焦点を当てた。同議長は、全ての参加者に感謝し、午後 9 時 29 分、閉会を宣言した。

COP 12 および COP/MOP 2 の概要分析

気候変動と戦うための「人類の競争」

ナイロビ気候会議での毎日の会議や交渉は、外の世界の現実とは対照的であった。ナイロビでの 2 週間で、一定の進展があったことは歓迎されるが、それは他の場所で起こりつつある変化の早さについていけるものではなかった。参加者が日常的に想起させられるとおり、地球温暖化の科学的な証拠は、これまでになく圧倒されるものとなっており、危険な気候変動を回避し、適応の経済コストを抑えようとするなら、そのための行動に残された時間は、急速に縮まっている。もう何十年単位ではなく、何年単位でしかないようである。

2005 年、モントリオールで開催された第一回 COP/MOP とは異なり、ナイロビ会議は、大きな進展がみられた重要な一里塚の一つとして記憶に残されるものではないかもしれない。それでも、交渉担当者たちが、さほど遠くない未来に新たな「偉大なる会議」を開く道筋をつける中、いろいろな意味で重要な通過点を印す会議となった。

ここでは、ナイロビにおける重要な議論を検証する、すなわち、アフリカでの会議開催の意義と「適応という議題」、そして気候体制が、長期の行動に向けての路線（もっと正確に言うなら、いくつもの路線）を突き進む中での未来へのシグナルという議論である。

アフリカ適応 COP?

ナイロビは、「アフリカの COP」を主催した。事実、この会議のためにナイロビに飛んだもので、気候変動問題の緊急性から目を背けられたものはだれもない。参加者を、ホテルからそしてホテルへと運んだ現地のタクシードライバーが、雨の到来を嘆くことはなかった、むしろ何年にもわたって旱魃が日常の景観の一つであった国にとって、救いの神であると歓迎した。経済面でも、ラニーニャのような現象は、ケニアの国内総生産を数パーセント失わせる効果があり、この国がどのような脅威にさらされているかを如実に示している。

今回の COP/MOP は、「アフリカの COP」とされたが、この点は、適応や、CDM プロジェクトの公平な分布、その他、アフリカ諸国にとり重要な関心事である問題に焦点が当てられるなど、多くの問題提起があったことにも反映されており、気候変動に最も少ない貢献しかしていないにもかかわらず、最も多くのものを失う立場にあるものに、光を当てる機会を与える会議となった。NGOs にとっても、アフリカと気候における正義は、いくつかのサイドイベントに、強烈で避けがたい背景を提供するものであり、この中には、気候変動の倫理と不公平に関する白書の発表も含まれた。しかし、ある SIDS の代表が指摘するとおり、全ての途上国が、元気付けられたわけではない。

ナイロビは、南アフリカの支援を受け、COP/MOP 2 開催に立候補し、Gigiri (UNEP 本部) で開催される会議としては、これまでで最大規模の国連の会議を主催した。一部のものが恐れていた「ロジスチック上の悪夢」が現実となることはなかった、また会議の最初の数日間、泥まみれの靴が見られたことを除くと、会議自体は、スムーズに進行した。

アフリカが直面するニーズは、多くのものが強調したことで、特に国連事務総長の Kofi Annan は、アフリカや他の国々が、CDM プロジェクトの公平な配分を受けられるよう、新しい重要な国連キャパシティビルディング・イニシアティブを発表した。多くのオブザーバーは、アナン氏が、その職を退く前夜のこの時期、この問題の緊急性を改めて訴えることで、氏自身の権威を高めたと指摘した。アナン氏は、気候変動の早さではなく、人類がそれに適応し、緩和し、生存していく速さが、第一の懸念であると論じた。

多くの参加者が指摘するとおり、COP 12 はアフリカの COP であるとの受け止め方は、そのいくつかの成果、たとえば適応基金での合意とか、適応に関するナイロビ作業計画、あるいは CDM のためのキャパシティビルディングに関するナイロビ枠組といった成果でも明らかである。アフリカン・グループ内の交渉担当者は、CDM に関する交渉を「耐え忍ぶ」ことで、CDM プロジェクトにアクセスするための開始コストへの言及や、LDCs やアフリカ諸国、SIDS を支援するための「資金源」についての明確な言及を盛り込ませることに成功したことについて、先進国の「譲歩」を勝ち取ったと喜んでいた。

アフリカに、そして最も脆弱な国に焦点が当てられたこと、適応やキャパシティビルディングに焦点があてられたことは、将来の交渉の路線（単数または複数）に関する議論に不可欠な「信頼を高める」プロセスと称されるものにとって、欠くことのできないものであった。

いくつかの「路線」があり、気候という列車は、この路線の上をどこへ向かおうとしているのか？

適応やアフリカ問題は重要であったが、COP 12 および COP/MOP 2 で注目されたのが、将来の議定書、条約そして、気候変動との戦いの長期的な行動であったことは間違いない。COP 11 および COP/MOP 1 では、京都議定書の発効を受けて、将来に関する協議に「青信号」が出され、議定書の下での附属書 I 締約国の将来約束に関するアドホック・ワーキング・グループ(AWG)および条約の実施強化により気候変動に対処する長期の協力行動に関する対話（対話）が設立された。しかしある G-77/中国の交渉担当者が指摘するとおり、今のところ、将来は厚いベールに包まれており、特に附属書 I 締約国がどれだけの行動をとる用意があるかには見えないままである。この G77/中国代表は、先進国の「臆病さ」を、結婚式の夜でも花婿は花嫁の顔のみるだけというアジアの結婚の風習にたとえた。

COP 12 と COP/MOP 2 では、気候変動に関する将来行動となる可能性があるいくつかの問題、あるいは「路線」が示された。このような路線がいくつかあるかは、それぞれの時点でだれとたまたま話しているかにより異なる。大半の途上国は、二つの路線しかないと確信している、すなわち、AWG と対話という二つである、しかし、大半の先進国は、3 つも 4 つもの路線を視野に入れている、AWG や対話に加えて、議定書（9 条）

のレビューとかロシアの提案といった路線である。こういった路線は、それぞれ、将来の行動に結びつく可能性を秘めている、しかし、ナイロビの交渉で肝心だったのは、だれが行動をとるのか、どれだけの行動が期待されるかであった。ベテランのオブザーバーは、ナイロビ会議は、この点、特に目新しいものがなく、交渉担当者が今後何ヶ月や何年間か、こういったさまざまな路線を進む中で、視界が開けてくる可能性が高いというだけのことだと述べ、ただし、交渉担当者は、当然、こういった協議から「脱線する」ことは避けられると想定してのことだが、とコメントした。

列車から飛行機に？（それとも「MATATU」に逆戻り？）

これほど多くの「路線」が存在することで、気候プロセスを列車にたとえるものが出てきた。しかし、何人かは、京都議定書の控えめな構想を、ケニアの「Matatu」バスにたとえていた。ある途上国の参加者は、附属書I締約国が第一約束期間での排出削減量を5%に限定したことは必要なリーダーシップを発揮しているとはいえないとし、「Matatu バスでは、月には行けない」と皮肉った。

ここでの路線とは、手順上の工夫ということであり、すでに運用可能となったものもあるが、条約が将来の問題にも対処できるようにするには、全面的に見直す必要のあるものもある。将来を保証するために必要とされるものと比べると、枠組条約は、189の締約国の意見の一致を基本とする融通のきかない枠組であり、このため、個々の締約国が、それぞれ強力な拒否権をもち、少なくとも、ゆっくりとしか前進せず、手続き上の問題で身動きがとれなくなることも少なくない。それなりの前進をするには、ギアチェンジか方向転換が必要との感は、このプロセスの中でも、そしてそれを越えたところでも浮上している。

今、こういった進展の可能性を高めているのは、1997年に議定書がまとめられた当時の交渉を取り巻いていた環境とはまったく対照的に、ビジネスや産業界側が、十分な中身のある交渉を、そして長期的な投資の支えとなる交渉を求め、交渉担当者に圧力をかけていることである。このことは、ナイロビでも、ビジネス関係の組織から、気候変動への対応に長期的な確実性をという声が上がっていたことでも明らかである。

UNFCCC 事務局長の Yvo De Boer が、あるひとつのシナリオを用いて、次の3つの「もしも」、すなわち、「もしも」先進国が今世紀半ばまでに自分たちの排出量を60-80%削減し、「もしも」先進国が、その半分の量に相当する炭素クレジットを途上国から購入し、そして「もしも」炭素の価格が10米ドル/トン程度で推移するという、3つの「もしも」に基づき計算したところ、年間で何千億ドルもの炭素金融の流れが生まれる可能性がでてきた。これは、国際エネルギー機関が予想する、今後何年間かの途上国での大規模エネルギーポートフォリオを、「グリーンなものにする」方向へ向かわせるものとなる。

「外の世界」では、多くの専門家が、国レベル、国際レベルでの自助努力の高まりで、気候変動に関する行動がとられ始めていることを指摘する。カリフォルニア州のキャップアンドトレードシステムやG8のイニシアティブ（これがスターン報告書を生むこととなった）は、このことの明確な証拠である。来年には、世界経済フォーラムが、民間部門の参画に関して、持続可能な発展のための世界経済人会議と、さらなる協議を行う予定である。EUの排出量取引スキームは、世界全体のスキームの基礎となる可能性が高い。

交渉を進める中で、1997年当時よりもさらに広範な政策手法や可能性が利用できるようになってきていることが明らかになってきた、たとえば、部門別の手法や、CDMプロジェクトおよび技術革新の急速な増加の展望、そしてインセンティブをベースにしたメカニズムなどの手法である。こういった可能性は、自主的な約束の議論における意見対立のとげを抜くことになる可能性が高い、少なくとも先進国のオブザーバーはそうみている。

これに加えて、科学知識は、IPCCの第二次評価報告書での結論から、近く発表される第四次評価報告書まで驚くほどの発展をとげており、気候変動の異なる側面やその影響についても、国のそして地域の研究が、無数に存在する。しかし、Nicholas Sternが、現在の集約モデルでは、SIDSの問題を十分適切にとりあげていないと確認したことで、SIDSの代表が抱いていた疑念の一部が確かめられている。

(象は忘れないというけれど、) 象を忘れないで...象はまだアフリカにいるのだから

会議で聞かれた冗談の一つでは、2頭の象がケニアの国立公園から逃げ出し、ナイロビの交渉会議場で見つかった、参加者の多くは、象を無視しようとしていたというのがある。この「部屋の中の象」は、米国と主要途上国の将来約束のこと。今の段階では、将来枠組を「進める」前に、2009年に米国で新しい政権が発足する可能性を待ち望む交渉担当者が多いようである。主要な途上国の参加については、意見が極端から極端まで広がっており、該当する諸国の行動を「違法で無責任」と呼ぶものもいれば、気候変動をもたらしたのは、先進国だけの責任であり、先進国こそこの問題解決の先頭にたつべきであると、同じように断固として主張するものもいる。

米国が参加する条件というのは、急速に変化しつつある。ある産業インサイダーは、米国企業が気候関連のビジネスチャンスをつかむ用意のないことへの懸念を表明している。主要途上国が参加する条件は、まだ整っていないようにみえる。大半のオブザーバーは、まず二つの基本となる問題を解決する必要があると見ている、一つは、過去の排出量、もう一つは排出量の公平なあるいは受け入れ可能な配分である。「公平」が何を意味するかは、結局のところ政治的な合意にかかる。いずれにしても、先進国が、共通だが差異ある責任という概念の下、気候変動に真剣に取り組んでいることを実証するまでは、(途上国の)約束の可能性はないというのが、この段階での一致した見解である。一部の途上国参加者からは、最近の排出傾向は、途上国が懐疑的であり続ける根拠を提供していると主張する。

「人類の競争」に勝ちつつある？

参加者がナイロビから帰途につく、あるいは数日間のサファリを楽しむ中、2013年以降の気候の将来枠組がどのようなものになるかを思い描こうとするのは、勇者の中の勇者だけだ。「まだどうなるかを言うには早すぎる」と結論付け、2013年以降の問題について大きな成果を期待するには時期尚早であると指摘するオブザーバーは一人にとどまらなかった。

科学のそして経済面での論議では、行動する機会の窓は狭まりつつあるとの警告がでてきている。ある NGO の専門家は次のような警告を發した、「まだ大きな決定をする用意はないかもしれない。ただ自分にとって真の問題となるのは、気候の方が、自分たちが追いつくまで待ってくれるだろうか、それとも人類は、この競争に負けているのだろうかということだ。」

とはいっても、全てのものがこれほど悲観的であるわけではない。他のものが指摘するとおり、気候変動は、ビジネスでも、一般でも、また他の多くの利害関係者の間でも、急速に重さを増している問題である。人類の競争は終わったわけではない。

今後の会議予定

国別温室効果ガス・インベントリ プログラム(NGGIP) : IPCC 2006 年ガイドラインのためのソフトウェアに関する専門家会合は、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の主催で、2007 年 1 月 16-18 日、カタールのドーハで開催され、それに続いて、2007 年 1 月 22-24 日、スイスのジュネーブで、国別温室効果ガス・インベントリ・プログラムに関するタスクグループの将来の作業計画についてのスコーピング会議が開催される。詳細は下記へ : IPCC 事務局、電話 : +41-22-730-8208 ; ファクシミリ : +41-22-730-8025 ; 電子メール : IPCC-Sec@wmo.int ; インターネット : <http://www.ipcc.ch>

国際シンポジウム : 適応する時 — 気候変動および欧州の水の側面 : このシンポジウムは、ドイツ連邦環境省の主催で、2007 年 2 月 12-14 日、ドイツのボンで開催され、気候変動が水資源に与える影響に関して、さまざまな利害関係者が議論する場を提供することを目指す。詳しい情報に関しては下記参照 : Carolin Wolf、会議運営、Ecologic ; 電話 : +49-30-868-800 ; ファクシミリ : +49-30-868-80200 ; 電子メール : info@climate-water-adaptation-berlin2007.org; インターネット : <http://www.climate-water-adaptation-berlin2007.org/>

CSD 政府間準備会合 : 持続可能な開発委員会の第 15 回会合を前に、2007 年 2 月 26 日から 3 月 2 日、ニューヨークの国連本部で政府間準備会合が行われる。これは、委員会の実施サイクルでは第 2 年、つまり政策年度にあたり、委員会は、持続可能な開発のためのエネルギー、産業の発展、大気汚染/大気、気候変動といった分野に焦点を当てることを続ける。詳しい情報については下記参照 : 国連持続可能な開発部門 : 電話 : +1-212-963-8102 ; ファクシミリ : +1-212-963-4260 ; 電子メール : dsd@un.org ; インターネット : http://www.un.org/esa/sustdev/csd/csd15/csd15_ipm.htm

カーボンマーケット・インサイト 2007: ポイントカーボンの炭素市場に関する年中行事は、2007 年 3 月 13-15 日、デンマークのコペンハーゲンで開催される。この行事は、EU の排出量取引スキームを世界の炭素市場に開かれるものにするなど、主要な問題を反映するものとなる。詳細は下記 : ポイントカーボン ; 電話 : +47-2240-5340 ; ファクシミリ : +47-2240-5341 ; 電子メール : conference@pointcarbon.com ; インターネット : <http://www.pointcarbon.com>



気候変動および水文学会議：この会議は、フランスのリヨンで、2007年3月27-28日に開催され、水文学と気候変動との関係分析を目的とする。この会議は、次の問題に焦点を当てる：アルプスの氷河に関する水文学、気温および降水量と相関する氷河の劇的な変化；雪学；旱魃/水量低下、洪水/水量増加など、極端な水文学上の現象。詳細については下記まで：B. Biton、フランス水文技術協会；電話：+33(0)1-42-50-91-03；ファクシミリ：+33(0)1-42-50-59-83；電子メール：b.biton@shf.asso.fr；インターネット：

http://www.shf.asso.fr/upload/manifestation_programme69.pdf (フランス語)

IPCC会合：気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第26回会合は、2007年4月30日から5月3日に開催されるIPCC作業部会III第9回会合に引き続いて、2007年5月4日、タイのバンコクで開催される。これに先立ち、作業部会Iの第10回会合が2007年1月29日から2月1日にフランスで開催され、2007年4月2-5日には作業部会IIの第8回会合が開催される予定である。詳しくは下記まで：IPCC事務局、Rudie

Bourgeois；電話：+41-22-730-8208；ファクシミリ：+41-22-730-8025；電子メール：IPCC-Sec@wmo.int；インターネット：<http://www.ipcc.ch/>

国連持続可能な開発に関する委員会第15回会合：国連持続可能な開発委員会第15回会合(CSD-15)は、2007年4月30日から5月11日、ニューヨークの国連本部で開催される。詳しくは、下記に連絡：国連持続可能な開発部門；電話：+1-212-963-8102；ファクシミリ：+1-212-963-4260；電子メール：dsd@un.org；インターネット：<http://www.un.org/esa/sustdev/csd/policy.htm>

UNFCCC補助機関の第26回会合および京都議定書アドホックグループの会合：国連気候変動枠組条約補助機関の第26回会合は、2007年5月7-18日、ドイツのボンで開催される。これは、京都議定書のアドホックグループや、他のさまざまなワークショップおよびイベントとともに開催される可能性が高く、この中には、第三回UNFCCC長期的協力行動に関する対話や、ロシア提案の範囲および影響に関するワークショップが含まれる。詳しくは、UNFCCC事務局まで：電話：+49-228-815-1000；ファクシミリ：+49-228-815-1999；電子メール：secretariat@unfccc.int；インターネット：<http://www.unfccc.int>

secretariat@unfccc.int；インターネット：<http://www.unfccc.int>

モントリオール議定書の将来の主要な課題に関する自由な対話：この会議は、2007年6月2-3日、ケニアのナイロビで開催される予定。詳しくは下記まで：オゾン事務局；電話：+254-20-762-3850/1；ファクシミリ：+254-20-762-4691；電子メール：ozoneinfo@unep.org

モントリオール議定書のオープン・エンド・ワーキンググループ第27回会合：この会合は、2007年6月4-8日、ケニアのナイロビで開催される予定。詳しい情報は下記まで：オゾン事務局；電話：+254-20-762-3850/1；ファクシミリ：+254-20-762-4691；電子メール：ozoneinfo@unep.org；インターネット：

<http://hq.unep.org/ozone/Events/meetings2006and2007.asp>

地域的な影響、適応、脆弱性および緩和に関する専門家会合：IPCCの影響と気候分析のためのデータとシナリオサポートに関するタスクグループ(TGICA)、分析、研究、訓練のための地球規模変化システム(START)と、南太平洋大学の環境と持続可能な開発のための太平洋センター(PACE/USP)の主催で、2007年6月20-22日、フィジーのNadiで開催される。この専門家会合では、気候変動の影響、適応、脆弱性、緩和に伴う多次元、多要素の課題に取り組む革新的な研究手法を探る。詳しい情報は下記まで：IPCC事務局：電話：+41-22-730-8208；ファクシミリ：+41-22-730-8025；電子メール：ipcc-wg1@al.noaa.gov；インターネット：http://ipcc-wg1.ucar.edu/meeting/TGICA-Regional/TGICA-Regional_public.html

モントリオール議定書第19回締約国会議：MOP-19は、2007年9月17-21日、カナダのモントリオールで開催される予定である。詳細については下記に連絡：オゾン事務局：電話：+254-20-762-3850/1；ファクシミリ：+254-20-762-4691；電子メール：ozoneinfo@unep.org；インターネット：<http://ozone.unep.org/ozoneinfo@unep.org>

UNFCCC対話とAWG 4：「条約の実施強化により気候変動に対処する長期協力行動についての対話」の第4回ワークショップ、および第四回京都議定書の附属書I締約国による更なる約束に関するアドホック・ワーキング・グループは2007年9月または10月におそらくはドイツのボンで開催される予定である。詳細は下記まで：UNFCCC事務局：電話：+49-228-815-1000；ファクシミリ：+49-228-815-1999；電子メール：secretariat@unfccc.int；インターネット：<http://www.unfccc.int>

UNFCCC第13回締約国会議、および第3回京都議定書締約国会議：COP 13およびCOP/MOP 3は、2007年12月3-14日、インドネシアのバリ島で開催される予定。この会議に合わせて、UNFCCC補助機関の第27回会合および第四回京都議定書の附属書I締約国による更なる約束に関するアドホック・ワーキング・グループも開催される予定で、合わせて、気候変動に関する長期協力行動についてのUNFCCC対話や他のさまざまなイベントが予定される。詳しくは、下記まで：UNFCCC事務局：電話：+49-228-815-1000；ファクシミリ：+49-228-815-1999；電子メール：secretariat@unfccc.int；インターネット：<http://www.unfccc.int>

他の会議予定については、下記を参照：

<http://www.iisd.ca/upcoming/linkagesmeetings.asp?id=5>